

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和5年6月27日 午前9時55分～午後3時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	阿久根 憲 造	委員	中 島 由美子
副委員長	犬 井 美 香	委員	下 園 政 喜
委員	瀬 尾 和 敬	委員	帯 田 裕 達
委員	井 上 勝 博	委員	落 口 久 光
委員	川 添 公 貴		

○その他の議員

議員	成 川 幸太郎	議員	坂 口 正 幸
議員	森 満 晃		

○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	子育て支援課長	前 門 宏 之
次長（危機管理担当）	遠 矢 一 星	保険年金課	山 元 茂
市民課長	川 崎 朋 子	医療対策監	古 里 洋一郎
課長代理	中 園 隆	市民健康課長	久 保 淳 一
防災安全課長	森 山 勝 男	保健師統括担当課長	井 上 聡 子
危機管理担当主幹	竹 村 義 徳	予防グループ長	古 城 和 行
原子力安全室長	宮 田 高 敬		
環境課長	奥 平 幸 雄	消防局長	石 原 浩 之
地球温暖化対策担当課長	原 暢 幸	消防総務課長	前 田 隆 盛
税務課長	川 畑 央	専門職	福 元 義 一
収納課長	国 分 修	警防課長	濱 田 浩
		予防課長	藤 井 二 信
		通信指令課長	元 島 猛
保健福祉部長	小柳津 賢 一		
社会福祉課長	紙 屋 一 朗	水道局長	今 井 功 司
障害福祉課長	加治屋 光 久	経営管理課長	橋 口 公 男
給付グループ長	杉 野 利 彦	上水道課長	西ノ園 裕 治
高齢・介護福祉課長	中 俣 賢一郎	下水道室長	松 野 信 作
保護課長	新 川 皇 祐		

○事務局職員

議会事務局長	田 代 健 一	主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一
議事調査課長	久 米 道 秋	議事グループ員	山 口 仁 美
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之		

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第77号 令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 室
議案第74号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	環 境 課 税 務 課 収 納 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第76号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予 算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 福 祉 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 福 祉 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 險 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第75号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）予算に関する説明書、第5回補正の35ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

9款1項2目非常備消防費で、補正額119万5,000円の増額です。

内容といたしましては、私有地に設置してある20トンの防火水槽について、土地所有者から、土地の売却を行うとの事で撤去の要望があったものです。それに対応いたします。

歳入についてはございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査

を行います。

当局に説明を求めます。

○通信指令課長（元島 猛）それでは、私のほうから所管事務につきまして御説明いたしますので、委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、下段2の第46回九州地区消防職員意見発表会の結果についてです。

4月28日金曜日に熊本県八代市で開催され、中央消防署上甕分駐所の上宮田翔消防副士長が鹿児島県代表として出場しました。

発表内容は、「はじめてのおめでどうの後で」をテーマに、生命誕生の瞬間に遭遇した、ある救急事案の経験を通して、感じた心境と自身の救急観の変化について発表し、審査の結果、第3位となる奨励賞を受賞しました。

次に、3ページを御覧ください。

3の第45回鹿児島県消防救助技術指導会についてです。

5月26日金曜日に日置市の鹿児島県消防学校で開催され、県下20消防本部、延べ371名の消防職員が参加しました。

本市消防局からも、写真で掲載してありますロープブリッジ救出やほふく救出など、計6種目に延べ28名の職員が参加しております。

次に、4ページを御覧ください。

5の防災研修センター来館者5万人達成についてです。

平成26年7月に開所しました防災研修センターの来館者が、6月4日日曜日に5万人に達したことから記念式典を行い、5万人目となった1組の家族に記念品を贈呈いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、センター利用者もここ数年大幅に減少したところではありますが、今年度からコロナ前のように、より多くの市民の皆様に利用していただけるよう、更に広報活動を通してPRしてまいります。

次に、6ページを御覧ください。

中段8の自主防災訓練の支援についてです。

表に記載のとおり、5月から6月にかけて自主防災訓練が実施されました。訓練内容は、避難訓練や初期消火訓練等を行っておりますが、番号1に記載の訓練につきましては、協定避難所として本市と締結している地元企業へ地区住民が徒歩で避難し、その社員の方々は避難所運営要員とし

て避難者数の把握や災害用備蓄品を確認するなど、
合同で訓練を実施されております。

次に、最後になります、8ページを御覧ください。

11の令和5年火災・救急の発生状況について
です。

(1)の表に記載のとおり、5月末現在、火災
は20件発生し、対前年比3件の減。損害額は、
まだ調査中で算入していない火災の分があります。
暫定の数値として御覧ください。

救急は、2,003件で、対前年比178件の
増となっております。

右側小さい表の死傷者数ですが、死者の発生は
なく、対前年比1名の減、負傷者数は3名で、対
前年比1名の増となっております。

次に(2)の地域別火災発生状況です。

表の下から3段目、令和5年の欄を御覧ください。
火災件数20件のうち、川内地域で12件、
樋脇・入来地域でそれぞれ3件、東郷・下甕地域
でそれぞれ1件発生し、その他の地域では発生し
ておりません。

なお、右側合計欄の火災種別では、20件のう
ち、建物火災とその他火災がそれぞれ9件となっ
ております。

また、下甕地域で船舶火災が1件発生してあり
ますが、この火災は、5月24日に下甕の長浜港
東側約6キロの海上で発生した瀬渡船の火災で、
118番通報が海上保安庁に入り、串木野海上保
安部が対応しております。

本市消防局は、甕島の住民から長浜港の沖に煙
が見えると下甕分駐所へ情報が入ったため、すぐ
に串木野海上保安部へ確認したところ、船舶火災
が発生し、現在対応中であるとの情報を得ました。
この火災で、地元漁船により救助された乗船者
14名が、長浜漁港に下船されましたので、下甕
分駐所職員で救急活動及び情報収集に当たしまし
ましたが、14名全員が救急搬送を辞退されたため、
医療機関への搬送は行っておりません。

次に(3)の月別火災発生状況です。

表最下段の前年比較に記載のとおり、1月から
4月にかけてはともに減少しておりますが、5月
が4件の増となっております。

次に(4)の地域別救急発生状況です。

前年比較に記載のとおり、川内・入来・東郷・

祁答院・下甕地域で、それぞれ増加しております。

なお、記載はございませんが、救急の種別では、
急病が最も多く全体の約57%、次いで転院搬送、
一般負傷の順となっております。

昨年より救急件数が増加した原因については、
どのような影響で増えたかは分かりませんが、現
状では急病と一般負傷が増えている状況となっ
ております。

また、救急搬送された方のうち、65歳以上の
高齢者の割合は約69%で、次いで成人、少年の
順となっております。

次に(5)の月別救急発生状況です。

前年比較に記載のとおり、3月以外は増加して
おります。

また、ドクターヘリ要請につきましては、
21件要請し、うち3件がキャンセルとなってい
ます。

最下段(6)の表は、令和4年の火災救急件数等
です。参考までに御覧ください。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明
がありましたが、これを含めまして所管事務全般
についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博) コロナウイルスも5類にな
ったということですが、救急搬送の場合は、以前
と比べてどのような対策の変化があるのか。今、
施設などではコロナが流行しているというのを聞
いたものですから、そういうところについては、
どのようなふうになつているのかを教えてください。

○警防課長(濱田 浩) コロナ搬送の件につ
いての御質問でございました。

5月8日以降、2類から5類に類別が変更にな
ったところではございますが、コロナウイルスが
なくなったわけではございませんので、救急隊の
対応としては、これまでどおり同様の対応をして
おります。

ただ、搬送に関しては、これまではコロナ陽性
者というところで事前に分かっていた場合、ある
いは搬送後に判明した場合には、保健所のほうで
入院調整、あるいは医療機関、あるいは待機宿所
等の調整をされておりましたが、5月8日以降は
そこが保健所のほうではやらないということで、
ただ、9月いっぱいまでは、市内で受入れが困難

な場合には、県内の医療機関の調整というところは、保健所のほうで、また、県を通じて調整して、受入れが困難にならないような形で対応するというところで確認しております。

そして、また、各施設の中でコロナが多く発生しているという状況については、医療機関、あるいは高齢者施設等の話は聞いておりますが、具体的には細かいところは承知しておりませんので、事前にそういうコロナの状況がはっきりしているのであれば、救急隊については引き続き感染対策を徹底しながら対応するというところで、現状出場しているところでございます。

○委員（中島由美子） ちょっと関連するんですけど、今コロナが5類に下がったということで、救急搬送でさっき何が原因か分かりませんとおっしゃったんですけども、今までは発熱というのが一つのポイントだったと思うんですが、発熱があるからコロナとも限らないわけですが、そこ辺り発熱がなくてもコロナというのものもあるし、自分でも分からないわけですよね。コロナなのかそうじゃないのかという、そこ辺りの判断というのは電話等できちっと分かるのか。それなりにコロナの今まで防護服とかいろいろ着て搬送もされていたと思うんですが、御自分たちもすごく気にされながら感染対策をしながら思うんですけど、その辺りの状況はどうなんですか。

○警防課長（濱田 浩） これまではコロナウイルスに関しては、通報時点で発熱がありますか、あるいは周りに感染者がいらっしゃいますかというところを、通信司令課のほうで十分確認した上で、陽性の可能性がある場合というのは情報提供をしながら救急隊が対応しておりました。現状、5月8日以降ではあるんですが、発熱があるからコロナというところはちょっと判断しづらい。それと御存じのようにインフルエンザが流行っておりますので、それだとほぼ見分けがつかないというところはありますが、通報時点では、家族あるいは関係者の方にコロナの陽性者がいるのかどうかというところは確認しながら対応はしているところでございます。

○委員（中島由美子） またちょっと9波が来ているんじゃないかということが昨日ニュースで流れていましたが、いろいろ沖縄をはじめ鹿児島も多いほうになっていますので、十分御自分たち

も気をつけながら感染に罹らないようにやっていただければと思います。

○委員（井上勝博） 通信司令部の広域化についての進捗状況を教えてください。

○消防総務課長（前田隆盛） 北薩3消防本部指令センターシステム構築の進捗状況でございますが、まず、5年の4月14日に公募を開始いたしました。その後、3者から提案書の提出があった。令和5年6月5日にその3業者からのプレゼンテーションを受けたところです。選定員の7人で価格点以外の選定をし、その後、令和5年6月15日、薩摩川内市の入札契約運営委員会においてプレゼンテーションの審査結果と価格点、その日に見積書を開封し、価格点を加算して契約特定事業者の決定を行ったところです。この後、特定事業者との細かい詰め等をして仕様書を確認し、9月の議会で契約議案として提出し、詳しい説明をしたいと考えております。

○委員（井上勝博） 以前もお話したんですけども、一番心配されるのが、今、携帯電話で連絡があることが多いと思うんです。そうすると周りに目印がないということでどこにいるかが分からない、自分でも分からないという場合などに、どういう対応をするのかということについてのその辺の協議はされているのでしょうか。

○専門職（福元義一） 先般もお話したところでしたけれども、今、通信司令課の司令センターの人員を各消防本部最低1名は常駐することにおいて、さつま町から119番通報がついても必ずその地域の地区の消防職員が常駐する体制を確保するというところで決定しております。

また、それにつきまして、今後ともそういう事案が発生した場合には非常に難しいところもあるとのことで、119番がさつま町から入ってきた場合にその電話をさつま町消防本部に転送しまして、3者間における通話、通報者、司令センター、それと管轄の消防本部、例としてさつま町消防本部を説明いたしました。この3者で場所特定を行って早急に出場する救急車、若しくは消防車を出場させる体制をすることで体制を整えていきたいと考えておりますので、先般、井上委員のほうからお話がありましたように、そのところは解決するのではないかとということで、今、調整を行っているところでございます。

○委員（井上勝博）私の場合は、とにかく自分が分からないわけです、どこにいるかという。そういうケースもあるわけです。周りにあるものは何ですかというふうに聞かれたりするわけですが、GPS機能を使うということは考えているんですか。

○専門職（福元義一）GPS機能につきましては、それぞれの方が入れているか入れないところもあるんですけども、一応、位置情報につきましては、そのGPS機能を活用して、できるだけ近隣の近くの情報を取ろうという考えであります。

また、電柱の番号でも位置情報が、場所がわかりますので、そういうところも今後また調整していきたいと考えているところでございます。

○委員（帯田裕達）6ページの5万人達成ということで、来客数が非常に喜ばしいことだろうと思います。鹿児島県でも屈指のそういう防災研修センターを兼ねているということで、我々、本市の自慢でもあるんですが、ただ見てみますと、高校生、大学生が非常に数字が低いようです。だから、一つ、高校生向けに救命講習や防災リーダーを育てるといった意味でそういう呼びかけをして、一番望ましいのは、川内高校、商工、れいめい、清修館とか四つありますけど、そこにサークル的なものができれば一番望ましいんですけど、なかなか最初からそういうのは難しいでしょうから、消防局がそういうことをやりますというようなことを広報して、高校生に集まってもらってそういう研修をしたら、すぐ即戦力になれる人たちだと思うんです。救命講習を受けていただいて、そしたら、こういう消防職にも興味を持たれて地元に残ってもらおうということの意味合いもありますので、そういうこともその一つなんですが、ぜひ、そういう観点から捉えてそういうこともやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）今、議員御紹介のとおり、高校生の防災研修センターの利用については、数が少ないというのは見て取れるところでございます。

中学生については、市内中学校2年生のときに普通救命講習を受講していただいております。ただ、高校生については、なかなか申出が少ないというところも、こちらのほうとして把握しており

ますので、今後、おっしゃるとおり即戦力になるような防災に興味がある高校生を育てていくというところからも、防災研修センターの利用について、あるいは普通救命講習の受講について、各高校のほうに声かけをしていければなと考えているところでございます。

○委員（帯田裕達）そういうことを協力を求めていたら、学校側もそんなに非協力的ということはないと思いますので、ぜひそういうことも心がけてみて、結果はどうなるかは分らんけど、そういうことを前向きに検討していただきたいということでございます。

○委員（犬井美香）2ページの意見発表の件ですけれども、上宮田副士長の意見発表の内容の中に出産に立ち会ったというような発表の内容だったと思いますが、現在の産院への搬送の件数とかというのは年間で、月ではそんなに多くはないのかもしれませんが、年間でどのくらいあるかということをちょっと教えてください。

○予防課長（藤井二信）産科への搬送というところで今質問でございますが、ちょっとデータが古くて非常に申し訳ないところがあるんですが、令和元年が救急出動件数が4,435件ありました。その中では産婦人科に搬送した件数が36件、令和2年については4,114件中35件、令和3年は8月末までのデータでございますが、2,679件中30件というところですので、例年で数値的なものを見れば、40件前後なのかなと考えております。

○委員（犬井美香）そう考えるとということなんですけど、上宮田副士長も言われていたんですが、なかなか研修などでも経験がないままにそういうところに立ち会わなければいけないプレッシャーであったりとか、人命も脅かすときもあるかもしれないので、その辺りを考えると産科での研修の必要性ということも十分考えられるんですけれども、現時点ではそのようなお考えとか方向性、研修を今後していくよというようなことがありますでしょうか。

○予防課長（藤井二信）今回、上宮田消防副士長が発表しました研修については、当時の現場の責任者というのが市内の医療機関であった、ちょうど研修に声かけをいただきましたので、川内市の消防本部については5名枠というところで、

10人、10人の2日間にわたって行われた研修でございました。ただ、この研修につきましては、ある団体がされている研修で、そこから薩摩川内市まで来ていただいて実施された研修ではあるんですけど、ただ、講師等の移動手段まで経費負担をしないとけないというところで、非常に開催については高額な費用がかかるというところがありますので、今回の発表を受けて、やはり私たち救急救命士も研修の中ではトレーニングはするんですが、実際リアリティというか、そこはちょっと具体的には体験できませんので、市内の産科の先生方とまた十分話しをする中でそういった研修・講習ができないのかというところは議論したいと考えております。

○委員（犬井美香）ぜひ、そのような薩摩川内市内にも産婦人科医があるということもありますので、ぜひ、近場で研修が受けられるような、市民病院なんかにも受入れをした救急救命士の方々は、より高度な医療を学んでいらっしゃる機会もあると思いますので、ぜひそこに産科というところも加えていただけるといいかなと思いますので、前向きによろしくお願いたします。

もう一点、本市内に七つの消防署、分署と分駐所があると思うんですけども、その宿直の体制と宿直の環境というのを教えてください。

○消防総務課長（前田隆盛）消防署と分署につきましては、宿直室というか仮眠室は完備してございます。甌島に二つの分駐所があるんですが、そちらのほうが仮眠室といいますか宿直になりますので、待機室のところで仮眠を取るような状況になっております。休憩室の和室等で休憩を2人、宿直なんですけど、そちらのほうで仮眠を取るような状況の環境になっております。

○委員（犬井美香）分駐所のほうは2名体制で宿直もされるということで、下甌分駐所のほうは一応和室を使うことは使うんですけど、コロナのときに分かれて宿直をするということで、部屋を分かれて仮眠もできるというふうに体制を整えられたそうなんですけど、上甌分駐所のほうはやはり一つの和室の中で何もパーティションとかカーテンもない中で2人で仮眠を取るという形なので、それでも全然オーケーといえばオーケーなんですけど、やはり片方がいびきがひどかったら眠られなかったりとか、いろんな環境を考えられますので、

できればカーテン1枚というのでその音が防げるかと言われればそうでもないと思うんですが、プライバシーの確保というところは、今後環境面というところで考えていただけるといいのかなというふうに感じますが、この点についてはいかがでしょうか。

○消防総務課長（前田隆盛）今の御指摘がありましたように、分駐所の職員等ともまた協議をしながら、あそこの環境整備という部分については検討していきたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の42ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費は、簡易水道事業で実施をいたします特定離島ふるさとおこし推進事業に係る財政支援等として、出資金の増額をお願いするものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第77号 令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第77号

令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**経営管理課長（橋口公男）** 別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的収入の2款6目1節消費税及び地方消費税還付金は、資本的支出において建設改良費を増額することから消費税還付金を増額するものではありません。

下の表の資本的収入及び支出は、特定離島ふるさとおこし推進事業の県補助内示と生活基盤近代化事業に係る国庫補助内示が増額したため、関連経費の補正をお願いするものであります。

収入では、1款1項1目1節企業債は二つの国・県補助事業に係る財源として増額し、2項1目1節一般会計出資金は財政支援分として増額、6項1目1節国庫補助金は内示額の変更により増額、7項1目1節県補助金は今回補助内示を受けたことから新たに予算計上をするものであります。

15ページを御覧ください。

支出につきましては、1款1項1目改良費の7節旅費を事務経費として増額し、25節工事請負費は老朽管更新事業等に係る経費を増額するものであります。

工事の内容につきまして、この後、上水道課長が説明いたします。

○**上水道課長（西ノ園裕治）** 今回の補正予算の内容について、水道局委員会資料で御説明いたしますので、資料の2ページをお開きください。

下甌町長浜地区におきまして、平成30年度から公共下水道整備に合わせて国庫補助の生活基盤近代化事業を活用しまして、老朽化した排水管の布設替えと、県補助の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した給水管の布設替えを実施しております。

今回の補正におきましては、国庫補助の生活基盤近代化事業におきまして、内示額の増額に合わせて赤丸枠内の配水管布設替え工事約2,200メーターを実施し、また、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用しまして、赤丸枠内の50個の給水管布設替え工事を実施しようとするものであります。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、所管事務調査を求めます。

当局に説明を求めます。

○**下水道室長（松野信作）** 薩摩川内市下水道事業経営戦略の見直しについて説明します。

それでは、生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1、策定の方針であります。平成28年に策定した下水道事業の経営戦略を国から令和7年度までに見直すことが求められていることで、昨年度、公共下水道川内処理区の見直しを実施し、将来の整備の方向性が整理できたこと、また、公営企業会計制度移行後3年が経過し、財政的な見直しを立てることが可能となったことから、今後の事業推進の方向性を示すため経営戦略の見直しを行うものであります。

次に、2、経営戦略の内容でございますが、資料の4ページをお開きください。

1、経営戦略の要件、2、経営戦略の計画期間のとおり、30年から50年後の将来見通しを踏まえ、令和6年から15年度の10年間を想定するものであり、具体的な内容は、3、経営戦略に記載する内容のとおりであります。人口予測や使用料収入の見直し等の将来的に取り巻く環境の

見直しに関する項目と、原価計算に基づく使用料水準についての考え方を示す項目が追加されております。今回の見直しは、国から示された項目に基づき作業を進めてまいります。

次に、3ページに戻っていただき、3、策定手続及びスケジュールでございますが、10月までに素案の作成を行い、11月に政策会議で素案の審議決定した後、上下水道事業運営審議会及び市議会生活福祉委員会にて御意見を頂き、来年3月の政策会議を経て、市長決裁にて経営戦略を決定と進めてまいりたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち個人番号事業費で、当初、令和4年度で終了予定であったマイナポイント事業が、令和5年9月末まで延長されたことに伴い、マイナポイント申込みなどのサポートを行っている日額会計年度任用職員の報酬と、広報周知を行うためのチラシ作成に係る印刷製本費の増額をお願いするものです。

次に、歳入です。15ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金のうち17節マイナンバーカード交付事業費補助金につきましては、今、歳出で説明しましたマイナンバーカードの事務に係る国の補助分となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（中島由美子）マイナポイントがまだ9月までであるということですね。質問も出たんですけど、私もなかなか難しいなと思いながら、自分自身やら周りの人たちには進めていく立場で進めてきたんですが、実は自分の母親の分は施設に入っていて認知症ということもあって、もう作らないつもりでいたんですが、保険証がなくなるのは困るかなと、資格証があるということではありますけど、実際には医療費が100%ということになると大変厳しいなと思っていて、何とかして作りたいと思うわけですが、写真は撮れても、結局は本人証明の運転免許証とか顔つきのものが必要ですね。そうならないんです。もう免許証も返して返納のあれも取ってないのでないんです。そうしたときにはどうやって作るものなのか、そこ辺りを教えてほしいのと、また、ゼロ歳児から作っていけると思っているんですが、子どもたちの分は本人をしっかり連れてこないで作れないのか、赤ちゃんとか。しかも子どもはどんどん顔は変わっていくんだけど、その本人確認というのは、どんどん更新もあるんでしょうけど、どんなものなのかなと、ちょっとその辺りがすごく疑問符が出ているんですが、もう少し困っている方が作れるような対策というのはあるのかどうか教えてください。

○市民課長（川崎朋子）まずは高齢者等の方たちについての申請、受取りについてですけども、申請自体は、例えば御家族の方がスマートフォン等で写真を撮影して、QRコード付きの申請書があればという話ですけども、オンラインで申請をすることが可能です。若しくは施設に入っている方等であれば、一定の条件はあるんですけども市職員が行っております出張申請サポートというのがありますので、そちらの方を御利用いただくことも可能です。

ただ、どうしても受取りという形になると、職員が一度は顔の確認というのをさせていただく必要がありますので、今おっしゃったように、例えば高齢の方で顔写真付きの証明をお持ちでない方については、施設に入っている方や介護等のサービスを受けていらっしゃる方等につき

ましては、顔写真証明という施設の方、若しくはサービスの事業所長等が証明をしていただく様式等がございますので、そちらを御利用いただいて、あとその証明を使っておいただくことプラス代理人の受取りというのも可能になっておりますので、そちらのほうを御活用いただければと考えております。

あと乳幼児等の小さなお子様の場合は、やはり同じように申請は御家族の方というような形にはなるかと思いますが、同じように、15歳未満の方であれば法定代理人——通常、親御さんになるかと思いますが、法定代理人の同じような顔写真証明書という様式がございますので、そちらを御利用いただければ、必ずしも御来庁いただく必要はない形にはなります。

○委員（中島由美子）よく分かりましたが、なかなかその辺りで悩んでいらっしゃる方って結構いらっしゃるのかなと思いますので、またしっかり広報なり施設の方等を通じてでもいいので、そういうところにも周知を図られることは大事かなと思います。正直、母の分は作らないものと思っていたものですから、しかしながら保険証が来年なくなるとか言われると大変困るかなというところで、どうしたものかなって考える方はたくさんいらっしゃると思いますので、やはり丁寧に知らせていただきたいし、また丁寧に対応していただければ、作る方もちょっと増えるかもしれないと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員（井上勝博）様々な疑問があるわけですが、その疑問に対して答えがないままに走っているという感じがするわけです。だから、利点というかメリットは相当宣伝されて市民の普及がかなり進んできているわけですが、しかし、やっぱりデメリットというのが現実に起こっているわけですね。このデメリットに対してどこが窓口になるのか。例えば、本会議でも言いましたけれども、情報を取られる可能性があるわけですね。例えば、マイナンバーカードと暗証番号さえ分かれば、だから、暗証番号を本人から聞き出して、ちょっと貸してくださいと言ってパソコンで読み取れば、その人の年金受給の様子というのは全部分かるわけじゃないですか。そういう便利な反面、そういう危険性もあるということなんかを、もしこれはどうやって防げばいいんです

かと質問したときに市民課では対応できないんじゃないかと思うんですけども、そういう疑問とかというのは市民からは来ないですか。私はしているわけなんだけれども、答えはなかなか返ってこないですけども、どうなのでしょう。

○市民課長（川崎朋子）そういったお問合せに関して深く中身を聞かれるということであれば、大変申し訳ないんですが、私どももそこまでのお答えというのができかねるところがありますので、そういったときには、それぞれのコールセンター等がございますので、そちらを御案内している状態です。

○委員（井上勝博）このマイナンバーカードが普及すればお得ですよということと、それから同時に自治体としても国からお金が入る仕組みになっているということで競争しているような感じで、今回の補正予算の中に入っていたんだと思うんですけども、確かマイナンバーカードがある程度の普及ができたからもらえる補助金というのがあるみたいなんですけれども、確かにお金は欲しいけれども、やっぱり市民からそういう不安に答えられない場合というのは、行政としては答える努力もせんにやいかんけれども、答えられないならば、一回立ち止まるということも考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、これは市民課に言うのは酷だと思いますけれども、どう思いますかと言っても答えられないと思うんですね。そういうことが本当に大きな問題になってきているなということで、やっぱり課内で、課内でというか、これ情報政策課も関わる問題だし、マイナンバーカードの関係の課もありますよね。いろんなところと連携しながら考えなきゃいけない問題だと思うので、そういうことを市民の不安に、疑問に答えられる体制をつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかに予算に関する質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査

を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子） それでは委員会資料の2ページをお開きください。

マイナンバーカードの交付申請状況等について御説明いたします。

1の(1)取得者数のうち交付率ですが、本年5月末現在で79.4%となっており、県平均を1.1%、国平均を7%上回っています。また、昨年度の5月末と比較すると、1.87倍、おおむね2倍近くの取得者の増となっているところで

す。(2)は直近6か月の申請交付件数の内訳になります。ここ最近の申請者数というのは、マイナポイント第2弾の申込み要件であるマイナンバーカードの申請期限を過ぎた関係からか、今現在はかなり落ち着いています。ただ、交付の方については、先ほど申しましたマイナポイント第2弾の申込み期限が9月末となっておりますので、1人でも多くの方への交付につなげていきたいと考えているところです。

また、昨年度までスマートデジタル戦略室の所管だったマイナポイント事業が、本年4月から市民課へ移管されたこともあり、マイナポイントの支援者数を計上しております。

次に、2において、昨年度行ったマイナンバーカードの申請交付に係る取組の経緯を示しています。時系列にしており、申し訳ありません、説明がちょっと前後しますが、申請においては、

(1)出張申請を開始し及び(5)になりますけれども、業務委託により大型商業施設での申請サポートの実施をしております。

また、交付については、(2)マイナンバーカードの業務に限り休日開庁を昨年9月からそれまで月1回だったものを月2回ずつに、途中から、(4)になりますけれども、支所の職員からも業務支援をもらいながら課内全員体制で実施しております。先ほどの出張申請と休日開庁の際には、マイナポイントの申込サポートも同様に対応しています。

なお、(3)では、これもマイナンバーカードの業務に限りませんが、平日夜7時までの窓口延長を4か月間実施しました。さらには、短期間だったため、今回の資料には載せておりません

けれども、内部事務で部内からの応援ももらい、これらの対応に当たったところです。

続きまして、3ページをお開きください。

おくやみコーナーの実績につきまして説明いたします。昨年度から開始しましたおくやみコーナーですが、原則予約制としております。当初は予約なしでもおくやみコーナーで対応しておりましたが、予約なしで来庁された場合は、お待たせする時間が長くなることもありまして、現在は関係課を周回していただいているところです。

なお、今年度4月から支所においても原則予約制を開始したため、支所の予約状況もお示ししております。

今後におきましても御遺族の方々の心情に寄り添いながら、おくやみコーナーにおけるサービスの向上・改善に向けて、また、運営の在り方についても検証していきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま説明のありました当局の所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（落口久光） まず、おくやみコーナーの件、実際スタートして結構経つんですが、実際、今のやり方で初期の頃でいろんな改善点があったと思うんですけど、そこに対して具体的に今どういう改善をして現在に至っているか教えてください。

○市民課長（川崎朋子） 当初、おくやみコーナーを実施するに当たり、原則予約制としていたところ予約なしでも御来庁される方が非常に多いでした。そういった場合はどうしても、先ほど申しましたように、お待たせする時間が長くなったりすることもありまして、おくやみコーナーの御案内をする際に葬儀社さんを介してお伝えすることが非常に多いので、葬儀社さんのほうに原則予約制ですという御案内のチラシを作成しまして御遺族の方々にお渡ししていただいて、それを始めてからは大分改善はされたというふうに考えているところです。

○委員（落口久光） 以前、我々も視察に行ったときにアプリというか、そういうのを導入しながらすごく使いやすくやっていたんですけど、本市ではまだそこまでは至っていないということでしょうか。

○市民課長（川崎朋子） おくやみコーナーにつきましては何度かそういった御提案も頂いているところですが、そこは大変申し訳ないんですが、今はまだなかなかそこまで手が回らず、今後、完成していきたいと考えているところです。

○委員（落口久光） 入れ替えの質疑のところ、別件でコメントしたのと同じになるんですけど、せっかくデジタル推進室があるんで、そこうまく協議しながら、そういうのをうまく活用して市民も職員も手短かにスムーズにいろんな手続きができるようにする仕組みもつくっていかないといけないかと思っておりますので、ぜひそういう動きもしていただきたいなと思います。

○委員（川添公貴） このおくやみコーナーで、私もう一回自分で勉強すればよかったんですけど、何と何と何を相談を受けていらっしゃるのか、まず教えてください。

○市民課長（川崎朋子） おくやみコーナーでする手続きというのが、まず、医療保険関係です、国民健康保険もしくは後期高齢医療保険、あと年金の関係、それから介護保険、あとはお亡くなりになった方の資格の状況にもよりますけれども、障害の関係のお手続きがあったりというのが、あとまづ子どもさんであれば、もしかすると子育て支援課の関係、そちらのほうも御案内というふうに対応しております。

○委員（川添公貴） 了解しました。せんだってちょっと話があって、一番心配されていたのが相続、どうやって相続するのかということ、それから議事録に残るといけないんですけど、いかに節税をするかという相談、相続で。それから名義変更でした。経験がそこからいくと、あと先ほどおっしゃったように年金の停止をかけなきゃいけないということ。それから、県民税、市民税、住民税の停止、もしくは支払い、いくらまで支払いをしなきゃいけないとかというのがちょっと分からないというのがあったんで、例えば、今日死んだときに前年度分に課税するんで、前年度分を全額払わなきゃいけないというの分かるんですけども、そこ辺がもう止まるのかなという話もされていたんで、いや、止まりませんとは言ったんですけど、死んだ場合、前年課税ですから、その負債も相続するわけですので払わなきゃいけないですという話をしたんですけど、できれば今後、そ

こがちょっと厳しいところがあるんで、司法書士さんか行政書士さんか弁護士さんの一覧表を作っていて、こういう関係についてはこういう方がいいんじゃないかと身近なところに相談に行かれたらどうですかというのをしてもらえば、下手なことを言うと市役所がちょっと問題になるんで、そういう紹介をするということをしてもらったほうがスムーズに行くのかなと思って、かなり相続が難しいんで、相続人の印鑑証明を集めて、委任状を集めてというのは分かっている人は分かっているんだけど、なかなかできないんで、一括でできるやつもあるんですよ。そこら辺を市役所で言うんじゃないかと、そういう司法書士さんとかこのを紹介したらどうかとはふと考えたもので、そのような形を今後検討してもらえればと思うんですけど。

○市民安全部長（上戸理志） 御提案いただきました。税については、例えば、市県民税、うちの税務課で扱っている部分については、先ほどの窓口等で対応できますけど相続、あと言われたように行政書士だったり弁護士だったり、そういったところに及ぶような案件ももちろん想定されますので一覧的なものを作ったり、そういう連携が図れるようにちょっと検討してみたいと思います。

○委員（川添公貴） 市役所が当然できないんで、その一覧表を渡してこういう方に相談されたらどうですかというのを一つやればいいんじゃないかなと思うんです。行政書士さんでも名義変更はできるし、それぞれそれは自分でも名義変更できるので、されたらいいと思う。

ちょっとこの前、相談に乗っていてなかなか言えない部分があったんで、そういうことをよろしく願いしておきたいと思います。

○委員（井上勝博） マイナンバーカードの誤登録などはなかったという報告でした。それで、それはなかったということについて、本人が気づかないでいるケースというのはないかどうか、なかったというふうに言えるのはなぜなのかということをお教えしてほしいんですけど。

○市民課長代理（中園 隆） 今、その確認ができない方というのも確かにいらっしゃるかとは思いますが、基本的に下のマイナポイント支援窓口のほうでは、一応登録した際には確認をさせていただいています。保険証もこれになってい

ますということと、口座もこれに登録されていますということとさせていただきます。あとは御自宅スマートフォン、もしくはパソコンのほうで御自分で登録された方は、一応その環境があれば確認することはできますので、それでもう一度確認をしていただくと。そこで誤登録がないかというのはちょっと確認していただければいいんですが、私どものほうとしては下のポイントの窓口での対応のときにはそういうことをさせていただきます。私どものほうとしては下のポイントの窓口での対応のときにはそういうことをさせていただきます。私どものほうとしては下のポイントの窓口での対応のときにはそういうことをさせていただきます。私どものほうとしては下のポイントの窓口での対応のときにはそういうことをさせていただきます。

○委員（井上勝博） 一番怖いケースというのが健康保険証との紐づけが他人名義になっているという場合というのが、処方するときに誤った薬を渡したりというときに命に関わるような問題も起こってくるので、これが一番怖いわけですが、この健康保険証との紐づけが誤るということについてはどういうふうになれば誤ることができるんですか。誤るということになるんですか。

○市民課長代理（中園 隆） 今、私どものほうに入っている情報としましては、基本的には保険組合のほうでマイナンバーカードの登録をしていくんですけれども、そのときに4情報といまして、お名前、振り仮名、漢字、氏名、生年月日、住所、そういったところ四つを基本にして紐づける必要があったんですけれども、ちょっとそこで照会する際に、仮名氏名、漢字、そういったところの2点だけで登録してしまったという事例があって、今回誤って紐づけをされているというのが発覚したということで、こちらのほうには入っております。

○委員（井上勝博） そして、例えば、公金受取口座、この公金受取口座が、例えば家族の場合、子どもさんのマイナンバーカードを作った場合に、子どもさんの銀行口座を作っているとは限らないわけですが、しかしマイナポイントをもらいたいという気持ちで誰か父親とか母親の口座に登録したというケースというのは、これは本当に起こり得るなと思っているんですけれども、これも全くないと言えるんですか。

○市民課長代理（中園 隆） 子どもさんのゼロ歳児とか未就学児の方たちの通帳が登録されずに親御様の通帳で登録されているというのは、確かにマイナポータルのほうから口座登録をさせていただく中でちょっと分かりづらいところはある表現があります。そこで振り仮名を入れていただいた際に、そちらに親御様のお名前を多分入れているんだと思うんですけれども、今後、給付金をもらえる方の口座を登録してくださいというニュアンスになっていますので、ゼロ歳児であれば、なかなか受け取るはずはないということで親御様が入れていらっしゃるということで、その登録をしていただくこととポイントのお申込みをすることでポイント自体は受けられる仕組みになっていますので、今回、デジタル庁の河野大臣のほうからも口座の紐づけが間違っただけの方たちについては、一応6月中に郵送で訂正をしていただくようにという文書を出すということを聞いていますので、そちらのほうの通知が届いたら、お分かりにならない方は問合せしていただければいいのですが、御自分たちでしている方たちも多いと思うので、また訂正していただくという形になっていると思います。

○委員（井上勝博） システムとして口座番号が同じであれば、それが警報というか同じですという、何か出ないわけなんですか、システムとして。例えば、全国マイナンバーカードに対して口座が一つというふうには、これが原則だとされているわけだから、同じ口座番号を入れた場合に、それが2個あれば警告するというシステムにはなっていないんですか。

○市民課長代理（中園 隆） 今のところ私も支援しているんですけれども、そういった警告は出ないシステムにはなっています。

○委員（瀬尾和敬） 病院でマイナンバーカードを受付に置いてあるところというのが最近相当増えているんですが、そういうのも把握されているんですか。読み取り機。

○市民課長代理（中園 隆） ちょっとデータが古いんですが、4月末で137か所あったのはちょっと記憶はしているんですが、今まだ増えておまして、一応9月末までには全医療機関にそういったマイナンバーカードを認証する機器の導入を厚労省のほうは通知しております。

○委員（瀬尾和敬）以前は、すごくはしりの頃は受付のほうがバタバタとされて相当時間が経ってから確認されていたんですが、最近はまだパッとできるようなになって、とても便利だなと思っています。

またあと、このマイナンバーカードをある方は批判的に見ているんですが、私は好意的に見ています。e-Taxとかもこれで全部これまでやってきているし、自分自身の存在感もそこで示すことができる。病院で処方とかいろいろされるときは必ず名前を確認してされるんですよね。行く先々で名前を確認されてそういう状況ですので、誤りがどういふふうにして起こったのか、そのところはしっかりと突き止めながら本市ではまだそういうのが具体的なものがないということであれば、今後も誤りがない打ち込みとかしていただきたいと考えています。

それから、マイナンバーカードの受付の業務に携わっている方々が、最初の頃はバタバタうろたえておられたんですけど、最近はずっかり板についてとても流れるように説明されるし、私は、ああ、やっぱり腕を上げられたなというふうに認識しています。どうぞ労ってあげていただきたいと思います。

○委員（落口久光）マイナンバーカードについて、本人確認の中でいろいろと定例会でもいろんな質疑やり取りがあって、暗証番号を云々かんぬんもあったと思うんですけど、もう一つ顔認証の話があると思うんですけど、この顔認証の確からしさってどの程度あるんですか。

○市民課長代理（中園 隆）数字的なものは分からないんですけども、一応マイナンバーカードに添付されているお写真のほうにカードのICチップの中に搭載されています。それと、その顔認証技術の問題で、それとの整合性なのでかなり高いとは言われていまして、実際できなかった方たちもいらっしゃるということがあるというのは確かに耳には聞いております。具体的にどれくらいという数字がちょっと、ある程度できるものだという事は聞いております。

○委員（落口久光）まだ私がこの立場で言うのも何ですが、まだカードを作れていないんですけど、実際その場で写真を撮るんですけど、写真を持って行ったのを記録するんですけど、どっちで

したっけ。

○市民課長（川崎朋子）カードの申請の際は、御自分でされるときにはスマートフォンの写真を保存していただいてオンラインで申請をしていただく、御来庁いただく場合はこちらのほうで写真も撮りますので、御本人確認できるものを持ってきていただければ申請自体はできます。

○委員（落口久光）ちょっと国に関する話なのでここで言うていいかどうかというのもあるんですけど、多分共通の端末で撮っていかないとスマートフォンで撮ったりとか、その機種によってもカメラの出来が全然違うので、ちゃんとした本人確認しようと思うと、それなりのスペックの3Dでデータを撮るとかいろいろなのでやらないと、確からしさがうまくいかないんじゃないかなという気がするんです。だから、これを強く国に要望していただきたいことと、そういうのがあると、例えば高齢者施設に親御さんがというところでも、行って職員のほうで写真を撮らせていただくことでちゃんとしたデータが撮れるとかいうのも出てくるかと思しますので、そこは政府がいかなんですけど、デジタル庁を含めて、ちょっとやっぱり考え方が甘かったのかなという気がしますので、現場の声としてちょっと上げていただきたいという気がいたしますが、いかがでしょう。

○市民安全部長（上戸理志）本会議場でも御質問いただいております。国に対しての声、市長会という、昨日、御質問がございました、あの市長会の中でもマイナンバーカードについて触れているようです、確認したところ。今、確からしさの確率だったりとか、せつかく顔認証があるのにそれがどのくらい正確度が高いのかとかそういったもの。国がどのくらいのスペックなのかといったところもあると思うんですけど、そういったところがせつかくある機能がフル活用されていないとなると、その辺りの改善点というのはまた国のほうで対応していくものと思っておりますので、我々もそういった情報等は十分注意して取り組んでいきたいと思っております。

○委員（落口久光）ぜひお願いします。整形とかそういうのも誤認識があるのかとか、双子の場合はどうかとか、実施はちょっと微妙に違うんでしょうけど、そういうのがやっぱり必要かと思っておりますので、一番怖いのは整形なので、のっぺら

な写真データだと多分認識するんじゃないかなという気がするんです、そこは。

もう一個です。保険証との紐つきの部分で、ちょっと前にNHKでも特集があったんですけど、一部の日本の制度を悪用するという考えの外国人の使いまわしの問題というのがあって、その顔写真つきのマイナンバーカードにしていけないかというのとはなくせないんじゃないかとかいうふうな論法になっていたと思うんですけど、本市もしくはこの近辺で似たような事例とかがなかったのかどうか教えていただけないですか、分かっておけばですけど。

○市民課長（川崎朋子）今現在では、特にそういういった情報等は聞いておりません。

○委員（井上勝博）先ほど上戸さんから市長会で要望されているという話だったんですけど、それをちょっと資料として頂けますか。

○市民安全部長（上戸理志）市長会自体、閉鎖的なものではございませんので、そちらのほうは可能かと思えます。また確認させてください。

○委員（井上勝博）委員長。そういうことで資料を請求しておきます。

○委員長（阿久根憲造）では、資料を後で、あればよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、防災安全課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男）それでは、予算に関する説明書、第5回補正の35ページをお開きください。

9款1項6目の説明の欄、災害予防応急対策費で補正額30万円の増額です。

内容については右端の説明欄を御覧ください。
平佐西地区寄待自治会自主防災組織がAED1台の整備のため申請された自主防災組織育成助成事業の決定に伴う補助金です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

20ページをお開きください。

22款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入30万円は、コミュニティ助成事業助成金で、1件につき30万円から200万円までで10万円単位とし、10万円未満は切り捨てという制度になっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願ひします。質疑ないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男）それでは、所管事務について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

提出いたしました資料は、今年度、市の防災会議で承認された令和5年度の防災関係事業計画となります。この中から五つの項目に絞って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、1の薩摩川内市防災会議です。4月10日月曜日、本庁で開催し、昨年度の防災事業報告と今年度の防災関係の事業計画をお示したところです。

次に、2の防災点検です。本土地域を4月21日に2か所の点検を実施しました。1か所目は、勝目町、勝目川の災害復旧事業。2か所目は、樋脇町市比野の砂防事業を点検しております。

次に、甌地域ですが、5月17日・18日に4か所、里・鹿島・下甌地域にある、住民から要望のあった災害危険箇所を点検しております。本土・甌地区ともに、県や市の職員のほか、地区コミュニティの関係者にも立会を頂き実施したところです。

次は、6の地域防災連絡調整会議の開催についてです。5月から6月初旬にかけて、市全域53地区の災害対策詰所において実施しました。対象者は、記載の方々になるのですが、議員の皆様にも案内を差し上げております。出席いただいた委員の方々もおられると思います。お忙しい中、大変ありがとうございました。

次は、5ページに移りまして、10のその他、(2)の「災害に備えましょう。土砂災害から身を守るために」です。毎年、梅雨に入る前に全自治会加入世帯に配布しております。今年度も5月に配布してございます。なお、現在市内在住の視覚障害者の方々に、このチラシを点字と音声に変換して配布するため、既に事業着手しており、音声についてはCDにして発送配布済みで、点字版チラシは完成次第配布できる予定としております。

次は、(3)ペット専用同伴避難所の設置についてです。今年度、新たな試みとして、ペットと同じ場所で避難者が過ごすことのできるペット同伴避難所を設置します。場所は運動公園町、陸上競技場メインスタンド内会議室で、開設に向け準備を整えております。これまでのペットと一緒に避難し、避難所では別々の場所で過ごすペット同行避難は今後も継続されます。ペット専用同伴避難所は、今年度を試行的、つまり試みの設置と考えております。場所の選定も含め、今後の利用状況を見ながら市東部地区、また、甌地区への設置も考えてまいりたいと思います。

以上、防災安全課委員会資料のうち五つの項目を抜粋して説明させていただきました。

○委員長（阿久根憲造）只今、当局の説明がありました。これを含めまして所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）地域防災連絡調整会議についてなんですが、できるだけ参加しているんですが、樋脇町だけでも何か所も会議を開いて、それに全部出られないということもありますが、この中で報告そのものはどこの会場に行っても同じだと思えます。問題はどんな声が出されているか、どんなことが心配されているかということが知りたいと思えます。そういう点では、例えば、この地域ではこんな声が出ているということについては集約されていらっしゃるんですか。

○防災安全課長（森山勝男）各詰所長会議の

後、出た質疑やそういう疑問など詰所長を通じて防災安全課のほうや各課に通してありまして、その回答というのも毎年まとめてございます。

○委員（井上勝博）それは公開されているものですか。

○防災安全課長（森山勝男）公開はしておりません。

○委員（井上勝博）一応、そういうものについては、やはり議員は知っておく必要があるんじゃないかと思うんですが、資料要求できるんでしょうか。

○委員長（阿久根憲造）課長、資料の要求とかどうですか。意見の集約とかまとめていますか。

○防災安全課長（森山勝男）まとめてありますが、議員の皆様にも公開というか、知っていただくということだけですか。ちょっと、部内で検討させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（阿久根憲造）報告の必要性とか報告の仕方とか、ちょっと検討していただいて。次長、よろしいですか。次長、ありますか。

○市民安全部次長（遠矢一星）地域防災連絡会議での御質疑の中には、割と個人情報のなものも少し含まれたりしますので、情報の公開の仕方といいますか、提出の仕方については少し部内で検討させていただいて、こういう意見がありますという形の部分についてを検討していければというふうを考えております。

○委員長（阿久根憲造）プライバシーに配慮して公開ということですね。

○委員（井上勝博）最近、ホームページに低空飛行情報を求めているらっしゃると思うんです。ホームページにそういう意見を募集している、目撃情報を募集しているわけですが、今どういう状況か教えていただけますか。

○主幹（竹村義徳）今、低空飛行の状況につきましての御質問でございました。県の危機管理に回答等を聞いておりまして、その中で回答があったものにつきましてはこちらのほうで集約をしているところでございます。また、御意見等を頂いた、お電話等でそういった質問があられた方々にお電話での回答であったりとかという形で御説明しているところでございます。

○委員（井上勝博）以前は私の上空を毎日のように来ていたんですよ。そのたびごとにメールで

お知らせして、1か月か2か月くらいしてから、あるいは米軍機でしたとか不明ですとかいう回答が来ていたんです。ただ、ああいうふうにホームページで今募集されていらっしゃるわけで、どういう場所で目撃が多いのか、時間帯はいつぐらいが多いのかとか、そういうのはまとめてはいらっしゃるんですか。

○主幹（竹村義徳）今質問いただきました、時間と場所の地番と目撃場所です。大体の地番等とどういった機種、どんなプロペラ機とかそういったものの情報等を頂きまして、時間等もしっかりと把握した中で県のほうにも問合せして回答いただいているところでございます。

○委員（井上勝博）いや、それを防災安全課のほうでまとめていて、そして大体何曜日の何時くらいにどういう場所に多いのかとかというのは、そういう傾向的なものはつかんではいらっしゃるんですか。つかんでいなければいいんですけども、やっぱりそういうのは一つ一つを通報するだけじゃなくて、その地域の住民たちが困っているんですということをやっぱり言わなきゃいけない。

最近も南日本新聞に写真付きで日置のある場所でやっぱり市民が非常に不安がっているというのがあるわけですので、そういう傾向がどうなっているかということをつかんでいただいて、それ、例えばこれまでの目撃情報というのは全部情報開示できるんですか。

○防災安全課長（森山勝男）これもちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。データとしてはあります。

○委員長（阿久根憲造）データがあるということなので一応出せる出せないも含めて十分検討して公開していただければと思います。

○委員（川添公貴）関連して、米軍に関して日本の航空法上の規制が適用されるのかどうか。多分私はされないと思うんで、それで自由に日本の空を飛んでいるわけですよね。だから規制はされていない。それはあくまでも国防上の問題であって、本市がどうこうというんじゃないで、現状は飛んでいるというのは見るだけのことで、対応については防衛省がすべき問題だと思うんです。ただそこは慎重にしないと、軽々に見たら米軍だなんて、ほぼ米軍でしょうから、この辺を飛

ぶのは北朝鮮の地形が似ているので、だから飛ぶんですよね。そういった馬毛島の訓練も兼ねてはいると思うんでしょうけど、そういう国防的な問題なので、軽々にやっぱり慎重にそこは判断されたほうがいいと思います。

○委員（井上勝博）お言葉ですがけれども、前に一般質問で取り上げて少なくとも原発の上空は飛ばないという、危険箇所は飛ばないというような約束はされているし、米軍との関係では市街地から何メートル以下では飛ばないとかということについては、きちんとせんにやいかんと思いますので、そういうことで私は求めているんです。

○防災安全課長（森山勝男）両委員から意見を頂きましたので、防災安全課としてもよく内容を吟味して、国防上の問題もあると思いますので、いろんな御意見を頂いているので、こちらでも協議をして出せるところは出せる、出せないものは出せないというふうにまた考えてみたいと思います。

○委員（中島由美子）ペット専用の避難所の設置で、これ平成18年のナナフミ災害のときに避難所で犬と一緒に外におられた方を見て、ペットの避難というのも考えていかんのじゃないかって提案したことがあって、やっと実現してきてありがたいなと思っていますが、ペットの種類というのもいろいろあるし、犬も大型犬、小型犬あるんですが、その辺りきちっと分けていけるのか。どの程度のペットまでオーケーなのかというのは検討されているんですか。

○防災安全課長（森山勝男）ペット避難所の御質問でした。

種類はいろいろペットですので、どのようなペットを皆さん飼っていらっしゃるかというのはちょっと分からないんですけども、想定としては犬や猫、あと小動物というふうに考えております。

先ほども申し上げましたとおり、試行的に、試しに、委員おっしゃったように、そういう不自由、ペットの飼育者としては一緒に過ごしたいという熱望がある場合というものもあると思いますので、今回そういうのを試行的にやるんですけども、想定としては、大型・小型、犬にしてもあるので、その辺も考慮しつつ、想定としては約

40頭、避難者も含めて。避難者によっては世帯がたくさんいらっしゃる場合もあると思うので、そこはちょっと上下すると思いますけれども、そういった設定、想定をしておるところです。

○委員（中島由美子）嫌いな方もいるし、これなら大丈夫という方もいるし、いろんな方がいらっしゃる中で避難所というのも大変なことだと思わなければならないけれども、またペットも愛玩動物であり、自分の家族と一緒にという方もいらっしゃると思いますので、大変だとは思いますが、いろいろ検討されて、まずは災害がないことを願っていきたいと思います。

○委員（帯田裕達）防災マップを来年、令和6年3月に配布、それでその（2）のチラシも作られて、もう配布となっているんだけど、これ、自治会加入者となっていますよね。これどういう意味なんですか。

○防災安全課長（森山勝男）自治会の加入者に配布して、それ以外の自治会に加入していない方々へは市の関係各所とか防災安全課とか、そういったところにいつでも持って帰っていただけるように置いてはあるといふ、そういうことになっています。

○委員（帯田裕達）そこまで書いてないから今説明を受けたんだけど、命に差別はないし、皆さん税金も納めていらっしゃるし、取りに来たらそこにありますというのはいかかなものかと思うんですが、そんだけ予算がないんですか。何でこういうことが通用するのか、市民から苦情は来ないんですか。どうですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）今回、また平成30年ぶりの更新にもなりますので、この未加入者への配布の仕方については、また少し検討させていただいて、全員に配布できるようにしていきたいというふうには考えます。

○委員（帯田裕達）自治会に加入していない人も危険な場所に住んでいらっしゃるの、当然皆さんも御承知だと思うんです。そういうことからやっぱりちゃんとしていかないと、市民の安全・安心は守れないんじゃないですか。それは検討しますじゃなくて、当然最初からすべきことです。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、原子力安全室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、環境課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）それでは、私から説明をさせていただきます。

生活福祉委員会市民安全部資料の9ページをお開きください。9ページです。

トイレタリー製品のプラスチック包装容器の資源化促進に向けた分別回収モデルの実証事業についてでございます。

この件につきましては、本年3月議会、生活福祉委員会でも口頭により説明をさせていただいた案件でございます。その実施状況について御報告させていただきます。

この件につきましては、薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業で採択された事業であり、その取組につきましては、まず一つ目に、回収量・品質などの測定・分析を行うために協力が得られた3自治会をモデル地区として、

本市の資源物、自治会回収の取組を利用した回収を行っているということ。それから、二つ目に川内クリーンセンターに搬入されたプラスチック製包装容器の一部を抽出し、トイレタリー製品の割合等について調査分析をするという二つの取組がございます。この二つの取組によって、トイレタリー製品のプラスチック包装容器の資源循環の実現可能性を探る実証事業でございます。

実証期間、対象プラスチックにつきましては、資料記載のとおり、(2)、(3)に記載のとおりでございます。

次に、3の協力自治会での取組について、協力を頂いている鶴峯、大明神、喜入の3自治会で回収された表に記載されております、約80キログラムのトイレタリー製品のプラスチック包装容器について、(2)の調査項目について詳細に分析が行われているところでございます。

続きまして、次のページ、4の川内クリーンセンターでの取組でございます。

川内クリーンセンターに搬入されて圧縮機にて圧縮・梱包したべール品——これは押し固めて袋詰めしバンド止めしたものでございます、を1べール約40キロでございますけれども、それを引取りを頂いて、そのべール品にトイレタリー製品の割合がどれくらい含まれているか等の調査が行われているところでございます。

最後に、今後の予定でございます。3自治会向けの啓発チラシの再配付、また年2回予定しているアンケート調査の1回目を7月中旬に計画されております。アンケート調査の2回目につきましては今調整中でございます。

それから、(3)の3自治会向けの啓発ポスターの掲示を10月に予定しております。

それから、来年3月をめどに分析結果が取りまとめられ、報告を受ける予定となっております。なお、この啓発チラシの再配付、啓発ポスターの掲示につきましては、事業開始前に配付・掲示したものを改良して、より分かりやすくしたものを作成されるということで予定されております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑で入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）まず、このモデル地域をつくられて、今実証実験されているんだと思う

んですが、現実に自分もトイレタリー、いわゆる液体石鹸、ボディーソープとかボディーシャンプーとか洗剤とかですが、どんなことをされているんですか。きれいに洗ってブラごみに入れているわけではないのですか。それと歯ブラシ等とか書いてあるんだけど、どのような状態を出されているのか教えてください。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）今ございましたどのようなものが出されているかということでございますけれども、通常、皆様に出していただいているプラスチック製品、洗浄・乾燥をして出していただくという状態で出していただくということを原則にしております。

あと専用の容器、今はオレンジのカゴを利用して、そこに入れていただくということで回収をしているのですが、量的なもので対応できない場合には網袋等の利用も考えていかなければならない。そういった回収方法についてもまた実証しております。

集まった中では、どういった状況で出されているかという汚れの具合とか、洗浄の具合とか、どういった品物が出ているか、対象品なのか、対象外品なのかということも分析をするということでございます。

○委員（中島由美子）実際、ほかの地域もこういうものを扱っていて、なるだけきれいに洗って乾燥させて出しているんです。ただ、歯ブラシは燃えるごみで出してよかったと思っているんですけど、これは歯ブラシだけそのまま出していいわけですね。そういうことをされていると考えていいんですよ。それをまた全世帯にというか、薩摩川内市全体に広げていくつもりでおられるという考え方でよろしいんですよ。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸）まずは、このトイレタリー製品を専用を集めて、実際にはペットボトルをペットボトルに変える、ボトルtoボトルという取組がございますけれども、そういったトイレタリーからトイレタリー製品を作る、そういった取組ができないかということでも始まっております。それがシステムの構築されることになれば、全国、薩摩川内市であれば全市民の方々にも協力を頂きながら専用の改修になっていくというふうには考えております。

ただ、この実証事業をしたからすぐに来年度か

ら再来年度からという直近で実施できるものではないというふうに考えておりますけれども、そういうのが構築できるように市としては協力していきたいというふうに考えております。

○委員（落口久光） 今の話なんですけれども、この三つの自治会の方々が一生懸命洗っているんじゃないですか、そういう実証実験ということで。普通シャンプーとかリンスってなかなか洗えないんで、お湯でやってもそんなに取れないやつもあるんで、結構そのまま処分されるパターンが多いかと思うんです。だから、実際そこでどうされているか、普通にしてくださいと言っているのか、こういう実証実験をしますという言い方だと、多分一生懸命洗っているんじゃないかと思うんです。その辺のレベルの差というのはどうなんでしょう。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸） まず実施前に各自治会において、役員さんあるいは班長さん、リサイクル推進の方向けの説明会を実施いたしました。事業者としましては今出しているしやる状況で出させていただいていいということで説明しております。実際に洗浄が足りないものがあつた場合にそれをどうやって洗浄していただくか、どういう製品を作ったら洗いやすくなるかとか、そういったところまで調査研究、今後の製品作りにもつなげていきたいということでございましたので、通常の状態でお出しいただくということで説明をいたしております。その中で協力を頂いてもらっているというふうに認識しております。

○委員（川添公貴） クリーン作戦についてお伺いしたいと思うんですけれども、本市が通知の中で7月23日に一斉クリーン作戦ということで案内を頂いたんですが、これに関して各団体、PTAとか子ども会とか48地区コミとかというところにはそういう形で周知をされているのかどうか。まずはここをお聞きしたいんですけれども。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸） クリーン大作戦におきましては7月23日に予定されておまして、衛自連のほうの主催として、市のほうが共催ということで実施することとしております。

周知方法としましてはホームページでの広報と、あと職員に対してはポータル等で周知していると

ころであります。周知の方法としましては、取りあえず23日と決めてやるんですが、各自治会、地域で日時、時間等が異なりますので、その際は各自治会に確認した上で御協力をお願いしますということで周知をしているところであります。

○委員（川添公貴） そこは自治会、団体等々が予定している日によってやるようにというのはちゃんと補足で書いてあります。基準日として7月23日を指定してあるということは、それは理解しているのです。何でもまた繰り返しこのような話をしたかという、鹿児島県全体は7月30日なんです。鹿児島県全域、薩摩川内市だけが一斉を23日とした。これは7月30日で決定したのは、2月頃にはもう決定しているはずですよ。今回は国体があるので、燃ゆる感動がごしま国体一斉クリーン作戦ということで、国体を啓発する意味で冠をつけて、県下一斉にやろうとなっているはず。聞きたいのは、県下一斉にやるのに、あえて薩摩川内市だけそういう形を取ったのか、なぜというのをお聞きしたい。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸） 国体の7月30日と確か10月1日、年に1回、国体の関係でクリーンアップ作戦、国体のほうがクリーンアップ作戦で取り組みましようということになっているかと思えます。申し訳ないんですけれども、国体のほうと実は情報共有がうまくできていなかったという状況であります。もし早く分かっていたら、衛自連のほうともまた調整して7月30日にできたのではないかと考えているところであります。

○委員（川添公貴） もう今さら変えられないんで、どうこういふつもりないんだけど、そもそも県下一斉のクリーンアップ作戦が7月30日だった。だから、おっしゃる国体がどうこうではなくて、その7月30日の県下一斉のクリーン作戦に冠をつけましようというのが2月の時点での話だった。その時点で県下一斉は7月30日だった。だから、そもそも今の回答は全く全然違うんで、今さらその気を変えることはできないので仕方ないんだけど、やっぱりそこはそういう、この前国体の機能を盛り上げるためにシャツを着ていただいているみたいで、だったらやっぱりそこはそうあるべきなのかなとは思っています。だけど、今さら変えられないので、ちょっと苦情を言った

けのこと。

○市民安全部長（上戸理志） 機運を盛り上げるために県下一斉にという、これも大切だと思います。課長からございましたとおり7月30日、それから10月、2回、県下一斉のクリーンアップ作戦ということで予定しているようです。

薩摩川内市の場合、同一日というのが望ましかったんですが、1週間前の7月23日、さらには、2回目9月に、これは施設周辺を重点的に行うということで取組を進めていますので、国体の開催も見据えたクリーン作戦ということで23日のPRはそこも同じように冠をつけながら我々としても取り組んでいきたいと思っておりますので、また、皆様方におかれましてはどうか御協力よろしく願います。

○委員（川添公貴） それはもう後づけでそれによかと、ごめんなさい、そういう形で後で冠をつけられればいいんでそれはいいとして、何でしつこいかという、このクリーンアップ、県下一斉、市一斉のデータは、薩摩川内市青少年健全育成市民会議のデータに出る、ここに。何人クリーン作戦に出ました。それを集計して、市民会議の実績報告として上げてくるわけなんです。その数字が北薩にも上がってきて北薩で何人した。最終的には県で何人したというのを鹿児島県青少年育成県民会議の実績データとして上がってくるんで、やはりその基礎データになってくるんで、しつこいようですけどそういう形で言うだけで、後づけで冠をつけりゃ、それでいいんじゃないですか。

○市民安全部長（上戸理志） ありがとうございます。薩摩川内市だけがというそういう御心配もあられると思っておりますので、国体のほうには薩摩川内市の取組ということで、今、委員からもございました、23日の取組と、さらに9月に、別途、施設周辺を重点的にやるというこの取組について紹介がありましたので、この情報が各43県下市町村から上がってくると思っておりますので、そういったのも含めて集計はしていただければありがたいなと考えております。

○委員（井上勝博） 自治会に未加入の方のごみ出しの問題なんですけども、未加入者用のステーションを作ったりしておりますが、ちょっと最近聞いたんですけど、中には大きな集合住宅でも自治会をなくしてしまったというところもあったり

して、そういうところが多くなってくるのかなと思うんですけども、そういったところについて、自治会そのものは維持できなくても、例えばごみ出し関係だけでも組合みたいな団体をつくるのかということができれば、そういう未加入自治会の方々のごみ出しもある程度解決するところもあるのかなと思うんですが、今その辺の対策をどのような考え方でやられているのか教えていただきたいと思っております。

○地球温暖化対策担当課長（原 暢幸） 未加入者のごみ出しについては、自治会運営説明会とかいろいろところで意見を頂いているところでもあります。実際、今どうかと言われてこれといった対策というのは今検討しているところで、なかなか他市町村とかいろいろ聞いているんですけど、なかなかいい施策ができていないところであるんですが、今後、未加入者についてはますます増えていくということが予想されますので、何らかの対策を取っていきたくて考えているところであります。

それから、自治会があつて自治会がなくなったところのごみ出しについては、一応、自治会がなくなっても引き続き回収はしていきます、その自治会をしていきますので、ただごみステーションの補助的なものがちょっと厳しくなるのかなという考えでいます。そこもちょっとまた今後検討していきたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

△税務課及び収納課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第74号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造） まず、議案第74号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**税務課長（川畑 央）** 先に提出をいたしました議会資料で説明をさせていただきます。

1、改正の概要です。（1）個人の市民税については、ア、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関し、上場株式等に係る配当所得又は特定株式等譲渡所得の総合課税を選択した場合に、所得割から控除しきれない県民税配当割又は県民税株式等譲渡所得割の充当先に森林環境税を新たに加えることとしました。

イ、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき内容が、その年の前年の内容と同じである場合に、その記載すべき事項に変えて、その異動がない旨の記載によることができることとしました。

ウからクまでは、国税である森林環境税が令和6年度から課税されることに伴う個人の市民税に係る改正です。

ウ、徴収の方法等については、国税である森林環境税についても、市民税の均等割と合わせて付加し徴収することとしました。

エ、納税通知書は、市・県民税の納税通知書に記載する各納期の税額を市・県民税及び森林環境税の合算額を納期の数で割った額とすることとしました。

オ、給与所得に係ります特別徴収の方法によって市・県民税を徴収する場合には、森林環境税額も合わせて特別徴収することとしました。

カ、退職等で給与所得に係る市・県民税の特別徴収をすることができなくなった場合において、特別徴収税額を超える額を納入しているときには、過納額を普通徴収すべき税額に充当することとしました。

キ、年金所得に係る特別徴収の方法によって市・県民税を徴収する場合には、森林環境税額も合わせて特別徴収することとしました。

ク、死亡等で年金所得に係る市・県民税の特別徴収ができなくなった場合において、特別徴収税額を超える額を納入しているときには、過納額を普通徴収すべき税額に充当することとしました。

（2）軽自動車税につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する特例に関しまして、税制上の再発抑止策を強化するため、納税不足額に加算する割

合を、アは環境性能割について、イは種別割について納税不足額に加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。

2、経過措置等については記載のとおりでございます。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（井上勝博）** 今の説明で少し私、事前によく勉強していなかったものですから慌ててしまいました。どのぐらいの負担額になるのか、例えば森林環境税というのが施行されていれば、個人と市全体としてどのぐらいの負担増になるのかというのを教えていただきたいと思うんですが。

○**税務課長（川畑 央）** 森林環境税額については年に1人当たり1,000円でございます。市全体の影響額につきましては、少しお待ちください。

森林環境税は市・県民税の均等割が発生する場合に発生するものです。

令和4年度の状況に鑑みますと、約3,900万円程度の、ただ国税ですので市税には入って来ませんが、そのような試算でございます。

○**委員（川添公貴）** 間違っていたらごめんなさい。旧鹿児島県では森林環境税を付加していたような気がしていたのですが、年間500円だったかな。これとの整合性、二重課税になるんじゃないのかと思うんですけど、そこら辺は国税と県税の違いで許されるのかどうか、そこら辺を教えてくださいませんか。それか廃止になるのかどうか。

○**税務課長（川畑 央）** 二重課税の件につきましては、ちょっと待ってください。令和6年度が、今のところ県のほうが時限立法のため6年度のみが今のところ確実にはかぶります。令和7年度以降はどうされるかが、ちょっと今のところ見通しがされておりませんが、委員言われたとおり県税と国税の差で二重課税には当たらないという見解であると考えております。

○**委員（川添公貴）** 明確な法的な根拠を教えてください。結局、国税と県税と市民税は全く別なものであって、これは分かるんです。しからば、薩摩川内市森林環境税というのをつけてもいいということになるんで、だから、今度、環境譲与税が令和6年度からあって市町村に下りて来るんだけど、それ

は分かるんです。ただ、同じ森林環境税ということで県と国が500円と1,000円取るというのはいかなものかなという思いがあるんでちょっと聞いた話です。

○**税務課長（川畑 央）** すみません、誤った答弁をするわけにはいかないので、きっちり勉強させていただいて後ほどお答えするわけにはいかないでしょうか。

○**委員長（阿久根憲造）** 後もって回答をお願いします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

討論の声が上がりました。これより討論を行います。まず、本案に反対の討論論はありませんか。

○**委員（井上勝博）** 均等割の上乗せということで、これも国保税と同じで赤ちゃんが生まれておめでとうという赤ちゃんに1,000円の税金をかけるということにもなってくるわけで、やっぱりそういう国民に広く求めるのではなくて、CO₂削減の問題で森林の環境保全というのは重要性は分かりますが、求めるところはそういうふうにするのではなくて、やはり大企業がこれまでCO₂の排出でどんどん進めてきたところから、そういう富裕層また大企業の法人税などのところから取るべきであるということで反対いたします。

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○**委員（川添公貴）** 今、賛成の立場で、今、反対討論の中で赤ちゃん1人当たり1,000円を全部付加すると、これ全く間違っていて、納税者に対してですので、家庭で10人いても5人いても納税者が1人である場合は1,000円ですよ。全くだからそこをしっかりと勉強しないと、教えたのに今分からないんだって、そういう討論で使うっちゃうのがおかしい。そういうことと、この環境譲与税として国から返ってくるときに、これは森林保護だけではなくてしっかりと人材育成、それから森林の保護、後継者育成というところに市町村に対して配布、返ってくるという予定になっているようでありまして、諸所の税項目も

今回束ねの条例なので、きちんと整理をした条例であるということを理解して賛成しておきたいとします。

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 賛成の討論はありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**委員長（阿久根憲造）** 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑で入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時4分開議

~~~~~

○**委員長（阿久根憲造）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### △市民健康課の審査

○**委員長（阿久根憲造）** 次は、市民健康課の審査に入ります。

---

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一） 歳出予算から説明いたしますので、第5回補正予算に関する説明書の28ページを御覧ください。

4款1項1目地域医療対策費は、医療機関等価格高騰対策支援事業として、医療機関等に対する支援補助金、川内看護専門学校運営への支援補助金及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、4目感染症等予防費は、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種における接種費用、体制確保に要する経費及び健康被害救済措置に要する経費の増額補正でございます。

なお、詳細につきましては、保健福祉部の生活福祉委員会資料で説明させていただきたいと思っておりますので、資料の8ページを御覧ください。

まず、医療機関等価格高騰対策支援事業につきましては、医療機関等321施設に対しまして支援を行うもので、支援額は記載のとおりでございます。

次に、川内看護専門学校運営支援事業につきましては、ここ2年で38名が卒業し、そのうち半数以上の21名が市内の医療機関に就職されている状況です。しかしながら、4年制私立大学の看護学科新設等によりまして、令和4年度の入学者数25名に対しまして、令和5年度が15名と過去最低の入学者数となったところでございます。

学生数の減少などによりまして、県から川内看護専門学校への補助金が減額となることから、その減額分の半額を追加で支援するものでございます。

なお、今後の確保対策としまして、市内医療機関の看護師確保や医療基盤の充実のために、学生に対する家賃補助など、次年度に向けて市医師会と今現在、協議検討をしているところでございます。

次に、資料の9ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますけれども、現在、5月8日から8月末まで、春開始接種として接種を進めているところでございますが、9月から12月を秋開始接種とし

て進めていく予定であります。接種対象者につきましては、協議検討をしているところでございます。

次に、資料の9ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますけれども、現在、5月8日から8月末まで、春開始接種として接種を進めているところでございますが、9月から12月を秋開始接種として進めていく予定であります。

接種対象者につきましては、現段階では追加接種可能な全ての方が対象であり、使用するワクチンにつきましては、現在流行の主流株であるオミクロン株XBB.1系統の1価ワクチンを使用する計画で、現在、国において協議がなされているところです。

今後、国の方針及び医師会、薬剤師会、医療機関等で構成しておりますワクチン接種調整会議での協議、また、市内医療機関の協力を得まして、ワクチン接種を進めていく予定であります。

次に、健康被害救済措置事業につきましては、予防接種法におきまして、ワクチン接種により、厚生労働大臣が健康被害と認めた方に対しまして、国の負担で救済給付を行うものであります。

救済手続の流れには、その中段のほうに掲載しておりますが、①の申請から⑩の数値まで、記載のとおり進められることとなりますが、非常に時間を要することとなります。

本市の状況につきましては、これまで11件の申請を頂きまして、5回の予防接種健康被害調査委員会を開催したところであり、県を通じまして、11件全て、厚生労働大臣に進達されている状況でございます。

そのうち、令和3年12月に進達いたしました1件分について、今回、認定の通知がございましたので、申請分を含めて増額補正をお願いさせていただいたところでございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、第5回補正予算に関する説明書にお戻りいただきまして、14ページを御覧いただきたいと思っております。

16款1項2目2節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチンにおけるワクチンの接種費用及び健康被害救済に対する国庫負担金の増額補正でございます。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと思ひます。

16款2項1目27節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち1,556万4,000円が市民健康課分で、医療機関等価格高騰対策支援事業に要する国庫補助金の増額補正でございます。

16款2項3目1節保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種における体制確保のための国庫補助金の増額補正でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（井上勝博）ワクチンの健康被害で1件認定されたということですが、補償というのはどのぐらいあるのか、その方、個人情報と言う必要はないのですけれども、どの程度の被害なのかとかというのは分かるんですか。

○市民健康課長（久保淳一）今回、1件上がった方については、そこに記載のとおりでございますが、60代の方でございます。血圧がちょっと日頃より高かったんですけど、その分がちょっと異常に高くなったということで、それで、今回、認定ということになりました。接種されてから1週間程度、高い状態が続いたんですけども、その以後については通常の範囲内ということで、その分については認められなかったということでございます。

○委員（井上勝博）補償額というのはどのぐらいになるんですか。

○市民健康課長（久保淳一）10万弱でございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員（中島由美子）川内看護学校、専門学校の件ですが、大変苦慮されていて、なかなか厳しいものを感じますが、今回、様々またいろいろ補助をしたり、何かいろいろ補助もされていくんでしょうが、鹿児島市の大学、そして純大もちょっと減ったという話で、全部鹿児島市のほうに取られた感があるんですが、川内の良さというのか、同じ勉強をするんですから、なかなか特徴を出すのは難しいのかもしれないんですが、ここじゃないと勉強できないんだよみたいな、何か特徴、ちよ

と差別感みたいな、そういうのが打ち出せたらまた違うのかなと思うんですけど、その辺り、考えがありますか。

看護学校の先生方が、もう一回ずっと高校も回って行かれたという話も聞いていて、本当に努力をされているのもよく分かりますし、誰かいましたらという話も聞くので、周りもちょっと探したりもしたんですけど、なかなか難しかったんですけど、何かしらここじゃないと駄目だよ、勉強できないよみたいなのがあるとまた違ってくるのかなと思ったり、また特別にいろいろ支援を検討していくことなんでしょうが、何とかこっちに来ていただくような、更に努力が必要なのかなと思うんですが、何かお考えがあれば。

○市民健康課長（久保淳一）4年生の分については4年間ということですけども、看護学校は3年間ということできますけれども、あと、甑のほうにも研修とか、今、行っていただいている分もございますので、一つはそういうものも特徴かなと思ひます。

地元の方については、地元で近くで家から通ったりすることもできますし、それに対してありますので、それで、また市外の方については、また家賃の分とか、今後、また検討していきたいと思ひますので、またそこも特徴を出せるように看護学校、専門学校、医師会とまた協議になって、周知の分も含めて行っていきたくて思ひしております。

○委員（中島由美子）なかなか相手があることなので厳しいものはあるんですけど、この良さを生かして、こっちに少しでも来ていただく努力を、今もしていらっしゃるの分かってはいますけれどもさらにまたいろいろ特徴を出していかれたらなと思ひますので、よろしく願ひします。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第76号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第76号

令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（久保淳一）** 歳出予算から説明いたしますので、第5回補正予算に関する説明書の60ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、下甑手打診療所における医療ガス配管設備工事、それと玄関の自動ドア故障による取替え工事及び特定離島ふるさとおこし推進事業の内示を受けまして、上甑診療所に巡回診療車を整備するための増額補正でございます。

61ページを御覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費は、上甑診療所に血圧脈波検査装置、下甑手打診療所に人工呼吸器を整備するための増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、同じく57ページを御覧ください。

4款1項1目施設整備費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、県の内示に伴い県補助金を増額補正するものです。

58ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金増額は、先ほど説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものです。

59ページを御覧ください。

10款1項1目診療施設等整備事業債は、医療機器整備に係る辺地対策事業債借入金を増額するものであります。

最後に、地方債の補正について説明いたしますので、54ページを御覧ください。

診療施設等整備事業について、医療機器整備費の増額に伴い、地方債の限度額を増額するものでございます。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 討論はないと認めま

す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○市民健康課長（久保淳一）** 仮称ではございますが、上甑診療所基本構想・基本計画策定について説明いたしますので、保健福祉部の生活福祉委員会資料の10ページを御覧ください。

まず、目的及び概要としましては、令和4年2月に策定いたしました甑島診療所再編方針に基づき、令和8年度を目標に上甑診療所に里診療所及び鹿島診療所を集約し、仮称ではございますが、上甑診療所として新設する計画を掲載したところです。

なお、現在の上甑診療所は取り壊し、里診療所及び鹿島診療所につきましては、出張診療所に変更し、当面は診療を継続していく予定としているところです。

基本構想・基本計画策定に当たりましては、令和4年度に甑島診療所再編に係る調査事業を実施したところであり、その調査業務を基に、先月24日、5月24日ですけれども、地区コミの代表、医師などの医療関係者、それと福祉・介護の代表の方々と構成いたします検討委員会を立ち上げまして、今後、委員会の意見を基に、基本構想・基本計画を策定する予定であります。

今後のスケジュールとしましては、そこに記載をしておりますが、本日の委員会で現状の取組を報告させていただきまして、7月、8月に検討委員会を開催し、上半期に基本設計という流れを予定しているところです。

また、上甑島医療施設新設の基金設置条例を12月議会に提案させていただき、令和8年度の開所に向けまして、準備を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました、これを含めまして、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）新型コロナウイルスなんですけども、ワクチンは無償でできるんですが、検査は有料になっていると。その中でちょっと聞いたところによると、やっぱり高齢者施設なのか、私が聞いたのはそこなんですけども、非常に大変な事態になっているというふうに聞いているんですけれども、せめて高齢者施設の検査体制というか、簡易キットを配布するとか、そんなことができないものかなというふうに思うんですが、どうなのでしょう。

○医療対策監（古里洋一郎）井上委員からは、毎回、この前からいろんなやっぱり検査費の体制というのの充実というのと言われておりました。今、言われたとおり、検査については、これまでPCRの無料検査場、川内駅、御陵下公園、あと薬局とか、かなりの10を超える施設が無料検査であったんですが、5月8日の5類以降後、そちらはなくなりました。

今は、検査については有料ということなんですけど、高齢者施設についても、やはり感染というのはやっぱり懸念はされるところで、実際、医療機関等で検査をされたり、あるいはキットを購入されて検査されている事実があると思います。ただ、現在のところ、各高齢者施設を含めて、検査キットを今の段階で市から配布するという考えはございません。

ただ、ちょうど感染の前に、県のほうから要望がありまして、高齢者施設に検査キットのほうを要望した分については、無料で配布されている状況もございましたので、現在、まだ高齢者施設については、少し保管されているところもあるかと思えます。ただ、その状況というのも確認していないところなんですけど、今の段階では、要望等がまだございませんので、配布の予定はございません。

○委員（井上勝博）結局、実態がよく分からなくなってきたということだけであって、実際は相当なやっぱり流行をしている可能性があると思うんです。逆に、高齢者施設というのは、命に関わってくるところだと思うので、私は、5類に

なったとはいえ、毒性が弱くなったわけじゃありませんので、感染力もまた弱くなったわけではありませんので、そういう点では、ちょっと調査のしようがあるのかどうか分かりませんが、少なくとも高齢者施設について、例えばアンケートを取るなりして、実態がどうなのかということ調べて対策を立てるというふうなことができないものではないでしょうか。

○医療対策監（古里洋一郎）少し、高齢者施設については、またいろんな会議の中で、そういう実態も確認しています。

ただ、今の感染者の情報については、定点での報告でございます。第9波がかなりやっぱり懸念されているという今日も報道がありましたけど、第8波と比べて、今のところ定点での報告というのは、大体3分の1程度かなというふうに、今は県の感染の状況ではなんですけど、ただ、本当に今後拡大される懸念もありますので、そこについては、感染者の状況というのを報道だけの状況ではなくて、各施設の状況等も、あるいは医療機関のほうからの会議等もありますので、そこからまた聞いていきたいと思えます。

ただ、今のところ、キットのほうを全施設という形で配布するような予算等も、今、確保しておりませんのでございませぬが、またいろいろな情報をきちんと捉えていきたいというふうに考えています。

○委員（中島由美子）コロナに関しては、薩摩川内市の医療機関が、自分も分からないで、診察というか病院受診というのはあるんだと思うんですが、どこでも、もしコロナだったという場合は対処してもらえるのか、お断りがあるのか、やっぱり保健所かどこかにあれされて、それに合ったところに行くのか、その辺りをまずは教えてください。

○市民健康課長（久保淳一）5類以降になって、基本的には市内の多くの医療機関でできるように体制は上げていってもらってはいるところがございますけれども、実際はしていないところもあるかと思えますけど、その把握については、ちょっと市のほうでは持ち合わせていないところがございます。

うちの市では、この前の一般質問でありましたけども、広がっている状況がございますので、そ

この部分が来たときには、十分周知はしていきたいと思っております。

**○委員（中島由美子）** コロナは5類に下がったとはいえ、また9波ということも懸念されますから、やっぱり自分たちがしっかり気をつけていかねばならないのですが、またいろいろ情報などがあつたら、共有をしていただいて、しっかり病院もやっぱり大変な状態になったりされましたので、今までが。しっかりそこはやっていただきたいと思えます。

あと2項目ほどあるんですが、すいません。

いつも言っております子宮頸がんワクチンについては、最近、結構テレビでもコマーシャルになっていて、子宮頸がんワクチンと検診をセットでというところのコマーシャルがあるので、大分ワクチン接種も受けやすい環境にはなったのかなと感じるんですが、昨年度のワクチン接種の状況と、今年度のまた接種勧奨ということについてどのようにされるのかお尋ねします。

それから、もう一つついでに、骨粗鬆症というのがありますが、国のほうが検診率が5.3%ということで大変低くて、今年度から10%増の目標、15%を目指していくということで、いろいろ来ているのではないかと考えているんですが、これまで、あまり川内でも、ある年齢に対して検診はあつたと思っているんですけど、あまり積極的ではないのかなという感がしているんですが、どのような検診をされてきているのか、検診率が分かっていたらその件と、この15%に対して、ちょっと積極的に検診を上げさせていく考えがあるのかお示してください。

**○保健師統括担当課長（井上聡子）** 骨粗鬆症の検診につきましては、40から5歳刻みの70歳までの女性の方に市の検診としての御案内をしております。

この検診については、子宮がん検診、乳がん検診の集団検診と同時に、三つの検診が同時に受けられる検診として御案内をしております。令和4年度実績でいきますと547名の方が市の検診としてお受けになっております。

その会場で市の検診としてはこの人数なんですけれども、市の検診としてではなく、全額御負担、少し検診料は高くなりますけれども、それ以上に出しても受けてもいいという方もいらっしゃるま

すので、その方々も受けられる環境は整えて実施はしているところです。

**○市民健康課長（久保淳一）** 子宮頸がんワクチンの実績については、予防グループ長に答えさせていただきますと思います。

**○予防グループ長（古城和行）** 子宮頸がんのワクチンの実績についてですが、令和4年度については、628回、接種のほうを行っております。

本年度の周知についてですけれども、接種券のほうを中学校1年生と、あとキャッチアップ対象という形で送っております。合計で792名の方に予診票のほうを送っている状況です。

**○委員（中島由美子）** 5歳刻みでとおっしゃったんですけど。検診率でいくとどれくらいかというのは分からないですか。

**○市民健康課長（久保淳一）** ちょっと確認をさせていただきますと思います。

**○委員（中島由美子）** 分かりました。目標が高くなっていくというところに対しては、本市はクリアできているのか。40歳から70歳までとくと、そうではないんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの取組は今までと変わらずでいくのか、その辺りまでお願いします。

**○保健師統括担当課長（井上聡子）** 今現在、対象者数とそれに対応する受診率というのは、今すぐに回答できない状況ではあります。年々少し年次ごとの対象者数を見ても、少し減少傾向にあるのはあると思いますので、なるべくがん検診と同様、土日の検診を導入したり、受診率向上の策は取ってはいるんですが、なかなか受診していただけないところ等もありますので、今後もがん検診の受診勧奨と同様に、受診を進める対策をしていきたいと思っております。

**○委員（中島由美子）** やはり男性よりも女性のほうが骨粗鬆症というのは多いわけで、私も実は要観察か何かを頂いていて、その後は、私事ですけど、受診の機会がなかったんです。どうしていいか分からなくて、人間ドックで受けていたからか分かりませんが、骨粗鬆症に対する検診を受けていないんです。その後、自分なりにはカルシウムを取ったり、気をつけてはきているんですが、自分の状態も分からないので、ちょっと関心を持っていたときにそういう記事を目にしたものから、やっぱり女性にとってみれば、骨が結構か

すかすになっていて、骨が骨折しやすくなっているという話も聞きますから、大事な検診かなと思っていますので、目標もまた新たに設定されたいと思いますので、しっかりやっていただきたいなと思います。

○委員（中島由美子）検診率については分かったら教えてください。

○医療対策監（古里洋一郎）申し訳ございません。多分、今、検診率とかまだ把握できていないみたいですので、また後ほど報告させていただきます。

ただ、骨粗鬆症については、本当に大事な検診だと思いますので、今後、実態等を把握しながら、どのような形で周知できるかというのは、またうちの課の中でも検討させていただきます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、市民健康課の審査を終わります。

△社会福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、社会福祉課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一朗）それでは歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の24ページをお開きください。

まず、3款1項1目、事項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業ですが、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を支給したのになり、令和3年度の住民税非課税世帯等について、令和4年2月から令和4年9月まで実施し、令和4年度の住民税非課税世帯等に対して、令和4年6月から令和4年9月末まで実施したものの事業の確

定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

次に、同款同項同目、事項、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業費ですが、電力・ガス・食品価格等の物価高騰による負担増を踏まえて、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を支給したのになり、令和4年度の住民税非課税世帯等にプッシュ型の支給で、令和4年11月から令和5年1月まで実施したものの事業確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

歳入についてはありません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一朗）資料はありませんが、報告事項が2件あります。2件させていただきます。

まず、価格高騰対策臨時給付金の進捗状況について報告いたします。

この給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税が均等割のみの課税世帯に対して、それと、これに準ずる世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給するものです。

現在、対象世帯の抽出が終わり、非課税世帯が約1万3,500件、均等割のみ課税世帯が約2,800件となっております。

来週の7月3日、月曜日には確認書を発送する予定になっております。確認書が発送されれば、その確認書が返送されるわけですが、返送され次第、7月末をめどに随時支給をしていきたいと考えております。

次に、自殺対策計画の見直しについて報告いたします。

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づくもので、今年度が計画の見直しになっております。

計画の期間は、令和6年から令和10年の5年間になります。

予定では、来月末までに委託契約を結び、アンケート調査を実施し計画の素案を作成し、策定委員会等に諮り、パブコメを実施し策定予定となっております。

計画書・概要版等が出来上がり次第、再度委員会で報告したいと考えております。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めまして、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

以上で、社会福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時37分休憩

~~~~~

午後1時41分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、障害福祉課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止してありました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久） 歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の24ページをお開きください。

まず、3款1項2目、事項、障害者・児自立支援事業費の増額補正2,144万円につきましては、別冊の生活福祉委員会資料にて御説明いたしますので、別冊となっております生活福祉委員会資料、保健福祉部の2ページを御覧ください。

障害福祉サービス事業所等価格高騰対策支援事業についてであります。

(1)の事業の目的は記載のとおり、電気・ガス・食料品等の価格の高騰により影響を受けている障害福祉サービス事業所等に対し、必要経費を支援するものであります。

(2)の支援額につきましては記載のとおり、ア、訪問系サービス、イ、通所系サービス、ウ、居住系サービス、エ、相談系サービスごとに支援するものであります。

次に、予算に関する説明書にお戻りいただき、24ページをお開きください。

事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、医療機関の医療点数の算定誤りが医療機関から報告されたことにより、令和2年度、令和3年度の実績額に変更が生じたことによる国庫支出金等精算返納金の増額補正16万9,000円です。

続きまして、歳入を説明いたします。20ページをお開きください。

22款5項4目1節雑入、重度心身障害者医療費助成返納金33万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました重度心身障害者医療費助成事業に係る誤りにより過大に助成していた4名分の返納金になります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久） 口頭での報告になりますが、1件報告させていただきます。

第4期薩摩川内市障害者計画と第7期薩摩川内市障害福祉計画・第3期薩摩川内市障害福祉計画の策定について御説明いたします。

この第4期障害計画であります。障害者基本法第11条に基づき、障害者の施策全般にわたる基本的な方向性を定める計画であり、計画の期間

は令和6年度から令和10年度までの5年間であり
ます。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉
計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づ
き、障害福祉サービスに係る数値目標を具体的に
定めた計画であり、計画の期間は令和6年度から
令和8年度までの3年間であります。

スケジュールではありますが、今後、学識経験者、
障害者支援施設、障害者団体等を構成メンバーと
する障害者計画策定委員会を開催することとして
おります。

また、障害者、家族等へのアンケートを実施、
障害者自立支援協議会各部会等からの意見聴取を
行い、パブリックコメントを実施したいと考えて
おります。

なお、次回以降の委員会で経過については資料
で報告したいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明
がありましたが、これを含めまして所管事務全般
について、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

○委員（井上勝博）特別障害者手当はここで
いいんですか。

現在の手当を受けている人数は分かりますか。

○障害福祉課長（加治屋光久）令和4年度
の実績になりますけれども、令和4年度末で金額
につきましては、3,611万9,980円ございま
す。

人数につきましては、しばらくお待ちください。
グループ長が答弁します。

○給付グループ長（杉野利彦）特別障害者手
当につきまして、3月31日現在で対象者数が
84名となっております。

○委員（井上勝博）これ、ちょっと推移はど
うなっているかというのは分かりますか。遡って
ちょっと推移を教えてください。

○障害福祉課長（加治屋光久）推移につしま
しては、特別障害者手当が、令和2年度から言
いますと、令和2年度末が82件、令和3年度末
が87件で、今、令和4年度84件となってお
ります。

○委員（井上勝博）もうちょっと過去に遡る
ことはできますか。10年前とか。それは分から
ない。

○障害福祉課長（加治屋光久）今、持ち合
わせているのは、平成30年度からなんです
が、平成30年度が90件、令和元年度が83
件でございます。

○委員（井上勝博）以前、手当を受けて
いた方が手当を受けられなくなったりとか
ということがあって、ちょっと基準が厳しく
なったのかなと思っただけですが、それほ
ど減っているわけではないんですが、ただ、
在宅の方でほとんど寝たきりの方の家族の
介護の負担を少しでも軽くできるもので
あるので、もっと周知をしていただきたい
など、宣伝をしていただきたいというふう
に思いますが、今は、手引に書いてある
だけでいいですか。広報とかそういうの
に、ただこういうサービスがありますよ
ということだけでいいですか。どうな
んでしょうか。

○障害福祉課長（加治屋光久）今、ホ
ームページと、あと障害福祉の手引が
あるんですけども、そちらのほうでは
公募をしておりますが、毎年、広報紙
とかでは公募はしていないような現
状です。

○委員（井上勝博）大体対象というの
が、要介護でいうと4ぐらいから4
とか5とかという方で、在宅の方
々には例えばそういう案内をすると
か、やっぱり可能性のある方々が
利用できるように積極的な周知を
お願いしたいと思うんですが、ど
うでしょうか。

○障害福祉課長（加治屋光久）今、ご
ざいましたように、身体障害者手帳
を交付するときに、障害福祉の手引
も説明しております。その中で、
活用できる助成制度、例えば重度
心身障害者医療費でありあったり、
NHKの受信料免除であったり、
場合によっては特別障害者手当
についても、対象になるような方
には説明をしております。今後、
また、今、御意見ありましたので、
広報等についてもまた検討してい
きたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造）その他、質
疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は
尽きたと認めます。

以上で、障害福祉課の審査を
終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、
高齢・介護福

社課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたしません。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。資料のほうは補正予算資料の令和5年度第5回補正予算の概要の6ページを御覧いただきたいと思っております。

6ページの下段、(2)ー3、事業名、介護保険施設等価格高騰対策支援事業の事業概要の記載部分の丸、対象施設の施設系74施設とありますが、66施設の誤りであり、また、その施設系の下、訪問系の括弧内について、「訪問介護・訪問介護」と同じ業種を記載しておりますが、「訪問介護・訪問看護」、「訪問看護」の誤りでした。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

なお施設数の74から66への訂正の理由でございますけれども、施設サービスのうち短期入所療養介護、いわゆるショートステイでございますけれども、このサービスは、介護老人保健施設等において、空きベッドを利用して行われたものであり、定員が定められておらず施設数に加えるべきではない数をカウントしたものであります。

誠に申し訳ありません。訂正方よろしく願いいたします。

それでは補正予算の歳出から説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の25ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の説明欄、老人福祉管理運営費の増額補正及び同項3目介護保険対策費の説明欄、介護保険対策費の増額補正につきましては、別冊の生活福祉委員会資料、保健福祉部にて御説明しますので、別冊の3ページを御覧ください。

(1)の事業の目的につきましては、記載のとおり、電力・ガス・食料品等の価格の高騰により影響を受けている介護保険施設に対し、必要経費を支援するものであります。

(2)の支援額につきましては、アの施設系

サービス（高齢者福祉施設）は、3款2項1目の老人福祉総務費に関わる分であり、記載のとおり、養護老人ホーム等に対し各施設ごとに定員一人当たり1万5,000円を支援するものであります。

イからオにつきましては、各種介護保険施設に係る支援であり、3款2項3目の介護保険対策費に係る分でございます。

それぞれの支援内容ですが、イの施設系サービスに当たる介護老人福祉施設等に対しては、各施設ごとに定員一人当たり1万5,000円の支援を行い、ウからオにつきましては、各事業所当たり記載の金額を支援するものであります。

申し訳ありません。次に、また予算に関する説明書にお戻りいただき、再度25ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉費の説明欄の丸の2番目の高齢者生活支援事業費につきましては、当初予算時に御説明いたしました高齢者訪問給食サービス業務委託等について、原材料費の高騰に伴い物価高騰の影響を受けている高齢者訪問給食サービス事業の経費について、契約単価を増額し、事業者等の負担軽減を図ること等のため必要な経費の増額を行っておりますが、その増額分につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するための財源調整でございます。

次に、同項4目養護老人ホーム費の増額補正については、養護老人ホーム甌島敬老園に配置しております食器消毒保管庫2台と食器洗浄機1台の更新整備につきまして、特定離島ふるさとおこし推進事業実施計画の決定を受けたことに伴う増額補正でございます。

次に、歳入について御説明させていただきますので、16ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金の増額補正は、歳出で御説明しました養護老人ホーム甌島敬老園の更新整備に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は70%になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）よく分からなかったんで、訪問給食について、物価高騰対策で食材費への支援を去年されていたんですよね。たしか去年もし

ていたと思いますが、今年は予算の中ではどうでしたっけ。ちょっとその辺お願いします。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 昨年もさせていただきました、令和5年度予算につきましても、本来の単価より50円上げたということで、事業費としては462万5,000円の事業者に対する増額ということでお願いしてありまして、その部分につきまして、この新しい交付金を財源調整で充てるということでございます。説明不足で申し訳ございませんでした。

○委員長（阿久根憲造） その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 生活福祉委員会資料で御説明いたしますので、別冊となっております生活福祉委員会資料保健福祉部の4ページを御覧ください。

2、薩摩川内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

(1) この計画であります、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく第9期介護保険事業計画を一体のものとして策定するものであり、高齢者福祉施設及び介護保険サービスの指針を示すものであり、計画の期間は令和6年度から令和8年までの3年間であります。

(2) 定める事項としまして、区域の設定、各年度における種類と介護サービス量の見込み、各年度における必要定員総数、各年度における地域支援事業量の見込み、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標などでございます。

(3) のスケジュールであります、今後、学識経験者、保健医療関係団体代表、福祉関係団体代表、介護保険事業団体代表、介護保険被保険者代表等を構成メンバーとする高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会を開催することとし

ております。この推進委員会におきまして、計画の目標設定のため評価・提案等をしていただきます。

下段の表の市区町村欄にありますように、今後、12月までにサービス見込み量の大まかな設定を行い、パブリックコメントを実施し、サービス見込み量が決定された後、そのサービス見込み量を見据えた介護保険料の設定を行うこととし、この計画の議会報告及び介護保険料の改定を含めた介護保険条例の改正案につきましては、令和6年3月議会において御審議いただく予定としております。

なお、この計画案については、また委員会のとくに随時報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めまして、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 心配されるのが介護保険料なんですけども、これは12月議会で大体こんな感じになりますというのを示されるんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 介護保険料につきましては、やはり12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、その後、委員会において第9期においてこのようなサービス見込み量が出るよなど、必要だよというのを御提案を頂きまして、その後、市のほうでそのサービス量を賄うためにはどれだけの介護保険料が必要なかを計算いたしますので、どうしても、今、説明したように3月議会のほうで介護保険料がこのようになるという御提案をさせていただきます。

○委員（井上勝博） 私も来年から年金が入ってくるということで、年金から天引きされる介護保険料というのはどんな思いになるのかと、やっぱり年金受給者の方からは、よく、ごっそり取られるとということと言われるわけですが、これから高齢化がどんどん進むわけで、仕組み自体が、このサービスが増えれば介護保険料を上げざるを得ないという仕組み自体にも限界が来ているふうな気がするんです。

やっぱり、全部介護保険料、全部じゃないですけども、サービスが増えれば介護保険料が増えるという、こんなことをしとったら年金なくなっ

やうんじゃないかというぐらいのものになるんですけれども、その辺、例えば、前から私は一般会計から入れるべきではないかというふうに言っているんですけども、その可能性というか、そういうものはないんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） まず、介護保険の場合、給付費の半分は国庫がみます。国、県、市です。失礼しました、公費になります。残りの50%のうち27%部分につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の方の保険料で賄うと、残りの23%につきましては、当然、65歳以上の介護の被保険者の費用で賄うということが法定で定められておりますので、法定外繰入れにつきましては、現在のところ考えておりません。

○委員（川添公貴） もう一回、この計画を策定するのに、サービス量の見込み量の再計算をするわけですけど、審議会等をつくるとおっしゃったでしたっけ。であるならば、そういう事業者、サービス提供者、それから市の担当、それから専門家、病院の先生、多分そこが委員になると思うんですけども、できれば、消費者代表みたいな形で入れていただいてもらったほうがいいような気がせんでもないんですけど、ちょっと中身の法律をちょっと覚えてないんで、井上さんがおっしゃったように、利用しない人にとっては負担なんです人にとってはありがたい、2面があるんですけど、だからそこをもう1回できないかなというのをふと考えたんですけど、いかがなものでございましょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 今、御紹介いただきました委員の名簿のほうが、まず、学識経験者です。おっしゃったように医師会とか薬剤師会とかの代表の方、あと社会福祉協議会、あと民生委員児童委員協議会の方、あと一般の介護被保険者代表の方、公募でするんですけど、一般の被保険者の方、あと介護保険事業団体代表ということで、川薩地区の老人福祉施設協議会とか介護支援専門員協議会の方、あと各種団体ということで、高齢者クラブ連合会の方とか、鹿児島県退職者団体連合会、あと、当然、コミュニティ協議会の方が、どうしても言い方が悪いですけど、本土部分と甌部分の方、両方2名出いただくということで、各種団体代表が消費者団体を兼ねて

というのはなかなか言いにくいんですけども、様々な方に公募というか、委嘱させていただいて、その中でそれぞれのお立場で、今後こうしたいんじゃないかという御意見を頂いて、サービス見込み量を決めます。こういうサービスをしたらいいな、こういうふうになったらいいねということで、そこでサービス見込み量は決まりますので、それが決まらないと、我々としては介護保険料の計算ができないという流れになっていきますので、まずは、どんだけ9期、来年度から3年間、どんだけ給付見込みがあるよねというのを決めていただくことがまず最初ですので、そのような流れになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員（川添公貴） 広く委員が選任されるということは理解しましたので、その中で議会代表というのはないのかなと今ふと思ったんですけど、なかなか、今、推計、長い2040年度を目途にしたときに、ピークはここ四、五年らしいんですけど、ピークが。この3年間の計画がピーク状態に上がってくる手前、その後がピーク、その後が下がり傾向ということになるかと思うので、押しなべていけるような形で検討してもらうような組織になれば、押しなべて2040年度を目途に流れていくような形でできればなどは思っているところでした。

できれば、地域代表で私も選んでいただけたらと思っておりますけれど。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） すみません。ちょっと答弁しようか悩んだんですけども、押しなべてという御意見がございまして、国のほうとしても、確かに第9期計画は3年間なんだけれども、先を見据えた計画をつくれというのは、当然、言われております。

それはなぜかといいますと、施設整備です。施設を造ると決めたときに、逆に10年後、20年後それだけ、高齢者数は一定以上はあると思うんですけど、やっぱりどうしても落ちていきますので、そうなったときに施設の経営ができるのかと、そういうことも考えないといけないので、今が足りないからといって、がんがん施設整備をして給付費をどんどん上げて、介護保険料を上げるということもなかなかできないという先のことまで見据えた形で計画をつくるというような指示が出て

おりますので、そういった形で、また委員会のほうに策定をつくっていただく、承認いただくということで作業したいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきましては、増額補正を行うものであります。

補正の内訳につきましては、生活保護システム改修に要するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金4節生活保護費補助金につきましては、生活保護適正化事業費補助金（業務効率化事業）、歳出で説明いたしました生活保護システムの改修に要した2分の1補助対象分の増額補正を行うものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）このシステム改善の委託料ということなんですけど、この生活保護に関して、内容はどのように変わっていく部分がこのシステム改善の対象になっているのか。中身がどう変わるのかということをお教えしてもらいたい。

○保護課長（新川皇祐）令和5年の10月1日から、生活扶助についての生活保護費の基準改定がございます。12月の昨年頃には減額ということで報道が出ておりましたが、減額はやっぱりこの情勢、コロナ禍とか物価高騰に伴い見送られました。ただ、5年に一度、生活保護費の基準改定がございますので、基準改定、新しい額の基準が示されております。ただ、今回については据置きか増額ということで、基準が下がる方はいらっしゃいません。

中身としては、今回は生活扶助、1類が衣食、2類が光熱水費でございます。この1類につきましては、年齢の格差、現行の格差の2分の1を反映とあるんですけども、この2分の1というのは、例えばゼロ歳から3歳までが、分かりやすくいいますと、1類が1万円、4歳から5歳までが2万円としたときに、この年齢のところに1万円の格差が出ます。

この格差を2分の1に抑えようということで、今まで1万円の格差があったのを半分の5,000円に抑えるということと、次は、第2類です。光熱水費につきましては、生活保護費の基準は1級1の1から3級1の2まででございます。本市は3級1の1でございます。

この2類についても、1級1から3級1の2まで格差がございました。地方に行くごとに少しずつ下がっておりましたが、今回はこの格差をなくすということです。

3番目が、検証結果によって一人世帯に月額1,000円をプラスするということになります。この計算を新しい基準に、この計算方式を当てはめて、更に1,000円プラスしてもマイナスになる方につきましては、そのまま据置きということで金額は下がりにません。なので、ほとんどの方が今回は上がるということなんですけども、これは臨時的、特例的な措置ということで、23年から24年までの2年間の今は、現段階では限定措置ということになります。

2025年、令和7年度以降のこの制度については、令和7年度の予算の編成過程において改めて検討するというところで進んでおるところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ほか質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、生活保護の状況について説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の5ページをお開きください。

（1）は、各年度を平均しました被保護人員及び保護率の年次推移であります。例年、3月時点の人員等を比較しておりましたが、3月1月のみでは年間の被保護人員等の増減が分かりにくいいため、今回は、年度を平均した人員及び保護率をお示ししました。

なお、令和4年度の全国人員及び保護率につきましては、最新分である令和5年1月分までの平均となっております。

各年度平均して比較したところ、国、県の人員保護率は減少傾向にあります。本市におきましても、平成30年度まで増加傾向で推移していましたが、令和元年度から令和2年度までは減少しております。令和3年度に若干増加したものの、令和4年度については人員、保護率とも国、県同様減少しております。

なお、令和4年度の保護率を平均したものではありませんが、県内19市中高いほうから11番目であり、令和5年3月分については10番目となっております。

次に、（2）は、相談件数及び生活保護申請数等の推移です。

令和4年度の相談件数は210件で、昨年度から6件減少しており、申請件数も14件減少しております。

また、資料にはございませんが、令和4年度の相談者の男女別件数は、男性が107人、女性が103人でした。

なお、申請件数の合計が合っておりませんが、これは申請日と決済日が年度をまたいだためのものでございます。

（3）は、新型コロナウイルス感染症関係の相談・申請等の状況です。

令和4年度は、相談件数5件、申請件数3件、保護開始件数3件であり、昨年度と比較すると減少しております。本市におきましては、申請件数も減少しており、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響はほとんどなかったものと考えております。

なお、本年においても、昨日までの相談・申請はない状況でございます。

次に、（4）は、各年度を平均した世帯類型別の推移です。令和4年度の高齢者世帯数が406世帯と最も多く、世帯割合も平成30年度から5割を超えています。

なお、この傾向は、国、県でも同様でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）リバースモーゲージ制度についてちょっと尋ねたいんですけども、現在、リバースモーゲージ制度で、受給者でその制度を使いなさいというふうに言っている人は何人ぐらいいらっしゃるんですか。受給者の方。

○保護課長（新川皇祐）リバースモーゲージ制度を、今、使ってくださいという方については、しっかりした数は把握していませんが、10世帯内ぐらい、1桁の世帯が該当するものと考えております。

過去に1回、使えるかどうか試算をしてもらったところ、これは500万以上ないと貸付けができないということで、それは500万いかなかったものですから対象にはなりません。

○委員（井上勝博）10世帯のうち、実際にそのことによって貸付けを受けて、生活保護を受けなくなった方が何件なんですか。

○保護課長（新川皇祐）まだ該当になった方はいらっしゃいません。

○委員（井上勝博）逆に、生活保護を受けたいという方が、そういう資産があったと。ただ、すぐ売れるわけじゃないと。しかし、今、困っているんだと。だけど、そういう資産があるからということで何とかしてくださいというふうに待たせ

ているという方もいらっしゃるんですか。その辺はありますか。

○保護課長（新川皇祐）リバースモーゲージを利用できるかもという方については、税の評価額が350万円以上ある方が対象になっていきます。ただ、なかなか薩摩川内市内では、土地を持っていらっしゃる方も、やっぱり山をたくさん持っているとか、土地も評価してもらえば、なかなかその金額に当てはまらないということで、土地がちょっと難しいのかなということは思いますが、ただ、申請時点ではそういうことは分かりませんので、同時並行を生活保護を受けてもらいながら、リバースモーゲージの調査もして、該当すればそっちのほうに移行するという形を取っております。

○委員（井上勝博）ある方から相談を受けているんですけども、実際、生活保護を打ち切られて、家を担保にしてお金を借りられたとすると、それに対する税金とか国民健康保険税とか、いろんなのがかかってきたりして、むしろ生活保護をしているよりも税金で取られてしまって大変になるというケースというのが出てくる可能性はあるんですか。

○保護課長（新川皇祐）すいません、それはリバースモーゲージを受けた場合ですか。

○委員（井上勝博）はい。

○保護課長（新川皇祐）やはり、貸付額を社会福祉協議会に依頼をして、社会福祉協議会が決定するんですけども、その時点で貸付けを受けられましたともしなかった場合は、それを生活費に充ててもらって、その時点で、ちょっと言葉は悪いんですけども、65歳以上の方が対象になります。それで、その貸付金が、もし途中でなくなった場合は、また生活保護のほうの申請にということになりますので、その辺は、もうなくなったからちょっと生活が大変ということであれば、また保護の相談に来ていただければ対応していきたいと思えます。

○委員長（阿久根憲造）その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之）それでは、初めに歳出について御説明しますので、予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費について、右側説明欄に記載しております保育所等価格高騰対策支援補助金は、電力・ガス等の価格高騰の影響を受けている施設に対し、必要な経費を支援するものになります。後ほど、委員会資料において補足説明させていただきます。

次に、保育所等給食支援事業費補助金については、価格高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、必要な経費を支援するものになります。

3目児童館費については、放課後児童クラブ施設整備補助金としまして、入来ひまわり児童クラブを閉園となりましたいき幼稚園跡地に移転し、その供用開始に伴う改修及び同環境改善事業として、亀山児童クラブに防犯カメラ、パトライトを設置するための経費になります。

次に、歳入について説明しますので、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

16款2項2目3節児童福祉費補助金については、子ども・子育て支援交付金として、歳出で説明いたしました児童クラブ環境改善事業に適用した国庫補助金3分の1補助分を、次ページ、16ページにおいて、同、県の補助金を3分の1補助分として増額補正を、17款2項2目3節児童福祉費補助金に計上するものになります。

それでは、委員会資料の6ページを御覧ください。

さきの歳出補正の価格高騰対策のうち、保育所等価格高騰対策支援事業の補正になりますが、記載のとおり、施設区分及び各定員に応じてそれぞれ

れの支援額を予定しています。個々詳細については、資料を御確認ください。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第75号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[発言する者あり]

○委員長（阿久根憲造）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の補正予算の最大の問題が、マイナンバーカードの普及促進のために更にマイナポイントを延期すると、そして、とにかく普及するんだというそのことがやっぱり問題だと思います。

マイナンバーカードには様々な問題があって、一旦立ち止まれという世論が大きくなって、今の政府に対する支持率も急速に下がっているという事態になってきています。

そういう点で、この補正予算の中で普及を促進するという点について、反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（中島由美子）マイナンバーカードは様々ないろいろありますが、一生懸命寄り添いながらマイナンバーカードができるような手だても打っておられるというところと、また、この物価高騰対策についても、様々な施設等々に補助が入るところで、しっかりとした補正予算が組まれていると見まして、賛成いたします。皆様の御同意をよろしくお願います。

○委員長（阿久根憲造）次に、反対の意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）賛成の討論はないですね。ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之）それでは、委員会資料の6ページ、下段の2を御覧ください。

まずは、令和4年度に実施しました臨時特別給付金の実施経過について説明いたします。

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子ども一人につき、臨時特別給付金として5万円を支給しました。

支給状況としまして、独り親世帯分では合計で支給対象者878人、対象児童数1,392人、支給総額6,960万円となりました。

次ページ、7ページに入りますが、独り親世帯以外分では、合計で支給対象者446人、対象児童数951人、支給総額4,755万円となりました。

次に、本年4月18日に専決処分させていただきました今年度の子育て世帯への臨時特別給付金の状況等について報告させていただきます。

同じく7ページの3になります。

1及び2の目的・支給額については、資料のとおりですが、今年度も子ども一人につき5万円の臨時特別給付金を支給しています。

3の支給スケジュールとしては、（1）独り親世帯分について、アの申請が不要であります積極支給分、児童扶養手当受給者について、3月分の手当受給者898人に対し、既に5月29日に給付金を支給しております。

また、4月分からの新規受給者に対しても、6月中に通知することとしております。

イの給付に当たり申請の必要な公的年金給付等受給者及び家計急変者については、ホームページ

への掲載、広報誌6月10日号で周知の上、6月1日から支給申請の受付を開始しているところです。

(2)の独り親世帯以外分のうち、アの申請が不要であります積極支給分、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯について、前回の給付金対象者378人に対し通知し、5月29日に給付金を支給しております。

この給付に当たり申請の必要な令和5年度公的年金等受給者及び家計急変者についても、ホームページへの掲載、広報誌で周知の上、6月1日から支給申請の受付を開始しているところです。

なお、申請期限は、令和6年2月29日までとなっております。

また、今回の低所得の子育て世帯への給付金の費用は、昨年度分と同様、事務費を含み全て国庫負担になっていることを申し添えます。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めまして、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今の支給事業なんですけど、これは別にそちらの所管じゃないんですけど、公的の口座について自動的に入れるというのも入るわけですか。それがちょっと知りたいんですけど。要するにマイナンバーカードでひもづけされた口座に、これは入るといふやつもあるんですか。

○子育て支援課長（前門宏之） 対象者が児童扶養手当を既に支給している方、あるいは児童手当を支給している方になりますので、マイナンバーカードとはちょっと別で、子育て支援課において使用している口座に入金させていただくことになります。

○委員（井上勝博） 知事が県議会の答弁で、子どもの医療費の窓口負担について見直しをすることで答弁をしたというニュースが流れましたけれども、何か打診というか、何かそういうものがあるんですか。どうなんですか。

○子育て支援課長（前門宏之） 子育て支援課の子ども医療費の関係の延長にあるものと思われしますが、特段の動きは今のところございません。働きかけはいろいろしていると思うんですけども、ちょっとまだないです。

○保健福祉部長（小柳津賢一） 子どもの医療

費の現物支給の話だと思います。実は、段階的に県も現物支給のところを広げてきておりまして、二、三年前だったと思いますけど、住民税非課税世帯が全て現物支給になりました。これは県のほうで一律にそういたしまして、それに伴いまして、すいません、ちょっと私も定かでないんですけど、令和2年度か令和3年度かどっちかだったんですけど、県の意向といいますか、県からの情報提供指示を受けまして、条例改正をしていた経緯がございます。

今回も、もしかしたら条例改正が必要なのかどうか、そこも含めて全く、今、来ていないということなんですが、情報を収集いたしまして……。だから令和2年度中に条例改正しているんです。令和2年度中に条例改正して、令和3年4月分から住民税非課税世帯分の現物給付に対応することをしておりますので、今回も恐らくそれが同じような作業が出てくると思いますから、またそういう情報を入手いたしましたら、この委員会でも御説明したいなというふうに思います。

○委員（瀬尾和敬） 保育業務についてよろしいですか。園児の送迎バスへの置き去り死亡事件とか、それから、保育士の園児に対する虐待問題とか、ごく最近では5か月児の子どもにリンゴをすったのを食べさせて死亡したとか、保育業務に関しては常にそうやってマスコミで報道されます。そしてまたみんなも注目しています。

そういった意味で、そういう保育所に関して、いろいろな指導的な立場にあられると思うんですが、平素はどのような指導体制を取っておられるのか、概要でよろしいので教えてください。

○子育て支援課長（前門宏之） 3点。バス、虐待、それから先日のちょっと誤嚥の関係です。

バスの関係に、バスの置き去り防止の装置については、昨年専決処分により予算化しまして繰越明許されまして、今年度、準備中でございます。

機械の値段もちょっと上がったとかはありますが、改めて周知をしたりして、各対象となるバスへの装置の設置について調整を図っているところです。

虐待に関しましては、具体的な相談というのはないところですが、いろいろな電話がかかってまいりましたら、適切な対応とかをやりたいと思います。軽微なものであれば、子育て支

援課内でいろいろ語りながらしていますけれども、もうちょっと大きなものであれば、関係課を通じましていろいろ調整を図るところです。

5か月のこの前の事故に関しては、各種研修会等の開催について、関係者への周知等を図りながら進めていっているところです。

○委員（瀬尾和敬） 多くの場合は、そういうことが明るみになってから、当局とされても、また保育所関係者に指導とかそういうのをされるでしょうけど、ここまでいろんなことが出るとなると、ある程度、平素の保育所の在り方、指導の在り方とか、経営の在り方とか、そういうところにもある程度、口を挟むちゅうわけじゃないでしょうけども、常に意見とか指導ができる体制というのが必要かもしれないなというふうに私は考えています。課長どう思われますか。

○子育て支援課長（前門宏之） 4月に着任してから、ここの課のいろんな施設がたくさんありまして、自分で直接足を運ぶように心がけております。ちょっと繁忙期のときはあれですけども。その際に、やはりコミュニケーションを取りながら、日頃からネットワークを強化していきたいと思えます。

○委員（落口久光） 二つあるんですけど、まず一つは、今回の定例会で幼稚園の認定こども園化の話をしたんですけど、最終的に認定こども園になると、多分、管轄が厚労省管轄になると思うんですが、そのためにノウハウとかいろいろあるので、官民連携型の認定こども園化の可能性について、今回の答弁では職員が15名しかいないというのと、適切というような答弁だったんですけど、実際は、臨時の方を入れれば二十二、三名ぐらい雇用されているはずだったのと、全体人員をその割る2でして11名だとしても、本来であれば200人を超えるぐらいの子どもを預けられるのに、80名ぐらいしかということであれば、まだかなりキャパがあると思いますので、ここをうまく使えないかと。

ただ、ノウハウの件があるのと、全体人員が少なくなると大変なので、近くにある保育園経営のところと一体化した状態になると、うまく人のやりくりとかで結構対策が取れるんじゃないかなと思うんですけど、その辺についての何か御意見を頂きたいと思えます。

○子育て支援課長（前門宏之） 非常に難しい問題ですけども、一般質問でありましたように、所管の教育委員会等と一緒にになりながら、何年か前からそういう話も出ていたと思うので、いろいろ情報交換しながら、いい方向に進めていけたらと、検討していけたらと思います。

○委員（落口久光） その件については、前向きに検討いただきたいと思えます。

あともう1点、現行の保育園の収容キャパを上げるという対応の件で、以前、休みの日の出勤をしていくと、その分、相対的に人が増えたことになるので、どうにかなりませんかというのを言ったときに、事業者さんが考えることなのではないかなという答弁で一旦は終わったんですけど、後々いろいろ考えたんですけど、職員を雇うと、多分補助金が出たりとかすると思うんですけど、休日出勤ですると割増しの手当を払ったりとかいうのと、その分、今度は逆に雇った形にならないので、経営上の問題で、もしかしたら休日出勤させたくないという意識が働いているのかなという気がしています。

私が知っているところでも、大体、週休2日を結構徹底されているところがあるので、そうであればやっぱり、もし可能であれば、そういう手当の部分で補助することで、休日出勤とかでその分の手当のプラスアルファ分が支払われるとかいうふうになった場合に、人をその分いっぱい預け入れられるような状態になるのであれば、今と同じ人しか、人数が雇っていないということになってくれば、多分うまくいけば2月、3月ぐらいまで待機児童ゼロが達成できるんじゃないかなという気がするので、そういった部分の実態調査のほうをお願いしたいと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○子育て支援課長（前門宏之） たくさん難しい問題を頂いて、人の確保、収容人員の確保、非常にハードルが高いところがございます。また、人材不足等々もございますので、さきの学校教育課の認定こども園も含めてですけども、今後、検討させていただきたいと思えます。

その中で必要があれば、調査をかけるなり、また実態調査も含めて検討させていただきたいと思えます。

○委員（落口久光） 難しいという答弁がありま

したけど、もちろん働きたくない方を無理に働かせるというのはあれですけど、中には、その分手当が増えますから、週6で働きたいという方も多分いると思うんです。だから、そういう方をうまく活用することで、何人分の子どもを更にプラスラファで受け入れられるぐらいのキャパがつかれるかというところはやっぱり把握するべきだと思いますし、そういった意味での実態調査というか、現場の生の声とかいうのを聞くのが一番確実かなというのと、いないところから人を雇うよりも、いるところから、そういう部分の仮想の人数にはなりますけど、そっちをつくるほうが、どっちかというと簡単ですので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

○委員（犬井美香） 1点です。

市内に8か所ぐらいの子育て支援センターが現在あると思うんですけども、子育て支援センターなので、別にお母さんとかお父さんとか関わらず利用できるという想定では多分つくられてはいると思うんですけども、現状として、やはりお母さんたち、ママたちが利用する人が多いと思うんですが、今後、育休制度とかも整ったりとか、会社の理解を得られるような雰囲気できれば、男性、お父さんです。パパたちの利用も増えてくると思うんですが、現在、なかなかママたちがたくさん大勢いる中に、パパが一人で利用するというのが、かなりちょっとハードルが高いみたいなんですけど、現況として、そういう利用がしやすいようなセンターというのがあるのかなのかというのを教えてください。

○子育て支援課長（前門宏之） 子育て支援センターの父親向けの行事等についてということだと思いますけれども、御指摘どおり8施設ありまして、うち3施設において、主に父親をターゲットとした行事等も開催していると確認しております。

○委員（犬井美香） 今後、恐らく利用というよりは、そういう育休を取るお父さんたちが増えていくというふうには思われますので、そういうお父さんたちのやっぱり居場所づくり、父親の鬱というものもお聞きしますので、ぜひ、そういう居場所づくりというのもまた考えながらセンターのほうの運営をしていっていただけるようよろし

くお願いいたします。

○委員（井上勝博） 坂口議員が取り上げた問題は、私にも相談があったわけですが、言わば一時立て替えというか、個人の借金で運営費を賄うというのがあった。それについて、できるだけそうならないようにということなんですけども、実態的には、大きな施設ほど運営資金が大きいわけですから、実態はどういう実態なのかは御存じなんでしょうか。

○子育て支援課長（前門宏之） 児童クラブの運営補助金の関係だと思いますけれども、規模よりも経営主体が、一般質問の答弁でもあったように、いろんな法人であったりとか、協議会、地域のコミュニティを絡んだところとか、非常にそちらのほうが多くございまして、その状況はもう様々だと思います。どこがどういう傾向があるというのはないので、特定、ここの状況になるかと思えます。

○委員（井上勝博） やっぱり児童クラブというのは、発足のときに保護者の方や地域の方々、いろんなボランティアの人たちが関わって、半ばボランティアでやっている方々が一生懸命やられているわけで、そういう方が結局、後で戻ってくるお金とはいえ、そういう資金繰りが大変になってくるという事態が起こってくるわけですので、お金を例えば市が貸すというようなことというのは絶対にできないものなんですか、そういうことは。

○子育て支援課長（前門宏之） お金を貸すというやり方を含めてですけれども、そこはいろんな財務上の関係で非常にハードルが高いと思えますけれども、今、横の連携で、そういった事務の方々、代表の方々が徴収をされている連絡協議会等ございます。何ら問題なく運用されているところとか、もちろん経営の規模であったりとか、収容人員のお子さんの数とかによって変わってくると思うので、そういう意見交換も含めて前向きな取組というか、対応策ができればという面と、あるいは個々の相談というか、そちらのほうは一般質問で答弁があったとおり、子育て支援課のほうで随時対応しております。できるだけいい方向が見いだせるように相談に乗っているつもりです。

○委員長（阿久根憲造） ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、資料は準備してございませんけども、1点、口頭により御報告をさせていただきます。

国民健康保険の被保険者に関します保健事業の実施につきましては、国民健康保険法第82条において、健康の保持増進のために必要な各種事業を行うよう努めることとしておりますけれども、この保健事業の実施につきましては、健康保険医療情報を活用したPDC Aサイクルに沿いました効果的かつ効率的な保健事業を行うために、基本的な考えを定めましたデータヘルス計画をそれぞれ市町村で作成し、取り組んでいるところでございます。

このデータヘルス計画は、計画実施期間が6年となっております。現在は第2期薩摩川内市データヘルス計画に基づいて実施しております。令和5年度は、第2期薩摩川内市データヘルス計画の計画期間の最終年度のため、令和6年度以降の第3期薩摩川内市データヘルス計画を本年度中に作成する必要がございます。

今後、関係各課と調整の下、計画案を作成いたしまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会への御意見やパブリックコメントを実施し、御意見を伺いながら修正をした後、年度末までに完成させたいと考えています。

今後の進捗状況等におきましては、必要に応じまして、委員会のほうにも御報告をしてみたいと考えております。今回は、本年度作成いたします事業計画がございましたので、事前に委員会のほうに報告をさせていただきたいところであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明

がありましたが、これを含めまして、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）本会議でも取り上げました国保44条関係なんですけれども、要項の中に、明確に生活保護以下の収入で3か月以内の預金ということで、それ以下については入院費用が免除できるというのがあったわけですが、実際その手続的に、どういうふうに申請すればいいのかということについてはちょっと明確ではないみたいな感じなんですけど、その辺についてはどういう手続を経ればそういうことを受けられるのかということをお教えいただきたいんですけど。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま井上委員から御質問がありました申請につきましては、議会のほうでも部長方も答弁したと思っておりますけれども、市で定めた要項に基づいて免除の申請書等がございますので、そちらを出していただくようにはなっております。

ただし、広報周知の関係につきましても関連してきますけれども、国保に関する一部負担金の免除の申請をされる方というのは、今、御意見があったように、入院することが世帯内の条件がありまして、かつ生活基準額以下、今の金額で申しますと単独で1月6万円ちょっとになると思いますが、それに、かつ預貯金の関係がございます。また、認定された場合についても、3か月が限定されるとかという細かい規定がございます。

この申請をされる方というのは、国民健康保険の免除だけに限らず、他の生活扶助、様々な公的な制度等と関連してくる分がございますので、申請をされる場合は、基本的には御相談等ありきで、そこでしっかりとその方の状況等を把握した上で申請をしていただく形を取っております。何も申請をむげに断っているわけではございませんけれども、その方の生活状況等を踏まえて、申請並びにほかの制度等の絡みをしながら連携を取っていくという考え方の下、申請を受け付けるようにしております。

○委員（井上勝博）申請については、例えば生活保護の申請は、もう1枚の紙に生活保護を受けたいと、生活が苦しいためと、収入が少ないためということをお申請すれば、生活保護はとにかく受理されるわけです。受理された後に調査されると

いうことになっているわけですが、今回のこの44条関係で、そういうことは調査せんないかんというのははっきり分かっているわけですので、取りあえず申請して受理をするという用紙ができないものかというふうに考えているわけですが、そういうのはできないんですか。

○保険年金課長（山元 茂） 申請自体を拒むものではございませんので、申請書はお渡しできると思っております。ただし、かぶった回答になりますけれども、やはりその生活状況を踏まえた上で、出したいというこちらのほうの考え方もございます。むやみに申請書を渡して、申請を出して、行政決定行為で却下を続けるという状況がございまして、やはり住民の混乱、非常に信頼不信を招くおそれもございまして、そういう面も含めまして、相談を兼ねた形で申請をさせていただきたいというふうに私は考えています。

○委員（井上勝博） 分かりました。却下、却下ではもちろんよくないわけで、ただ、周知の仕方です。今までそういうことで何らかの周知をされてきたというのではないわけですが、今後はどうやって周知するのかというのをお尋ねします。

○保険年金課長（山元 茂） 広報の形につきましては、委員の御指摘のとおり、全くしていなかったということではないですが、そういう御相談があることを前提と考えていた部分がございました。ということで、改善の余地はあると考えております。

です。年々1回、国保の財務状況でありますとか、事業情報を流す広報誌のほうでお知らせを市民にしている部分がございますので、そういうところでこういう制度があるということを周知していこうとは考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 全くされていなかったと思うんです。言わば、要項というのは公開されていないわけですから、私も初めて知ったわけで、全く周知はされていなかったんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。していたとおっしゃっているんですけど、していないんじゃないですか。

○保険年金課長（山元 茂） 先ほども申しましたように、これは通常の、他のうちの高額医療制度でありますとか、一般の被保険者の大部分が関係する内容のものではございません。ごく限られて、非常にやっぱり生活困窮と絡むようなもの

でございますから、それを題材的に広報するものではないというふうに私は考えておりますけれども、委員の視点から言われるように、していなかったということであれば、うちのほうは御相談を兼ねた形で御説明をするという立ち位置でやっていたということですから、そこは御理解いただきたいと思っています。

○委員（井上勝博） ちょっと周知の仕方というのが非常に慎重過ぎて、知られていないと。ざっくりばらんに言うと、そういうのを例えば、こういう生活保護以下の収入の方で、基準額の3か月以内の貯蓄しかない方については、医療費が免除されるので御利用くださいというぐらいはできるんじゃないかと思っているんですけども、それも慎重でなきゃいけないんですか。

○保険年金課長（山元 茂） それは考え方の相違になると思うんですけども、そういう対象者になるべき人というのは、すごく限られた人になるというふうに考えております。

また、生活費だけではなくて、この申請を受ける前に、医療費を払えないとか、病院に払えないとかという御相談というのは結構ございます。そういうところで相談があった場合については、社会福祉協議会にあります生活費の貸出しのことでありますとか、他の制度のことも含めて、いろいろ御相談を受けながら知らしめておりますので、一方的な他の行政業務の広報という形は取っていないというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） ちょっと本会議では確認ができなかったんですけども、国が半額負担というのは、これは確認ができていんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） 財源の話が出てきたと思うんですけど、調整交付金の2分の1以内において補填をするという考え方は、調整交付金全体の中では出てきております。それは理解しております。

○委員（井上勝博） 国が半額負担すると。自分が対象になるかどうかは調べてみないと分からないけれども、しかし、知っているか知らないかで慌て方が違うわけですが、やっぱり。年金受給者で生活保護以下で暮らしている方というのは、私たくさんいると思うんです。そういう人たちが、いざというときにはそういうことを使えるんだということを知っているということは大事なことだと

思うんです。

だから、ちょっとそこら辺が、どうして考え方が違ってくるのかなというのが、まだ疑問が残るわけですが、まあ平行線なんでしょうかね。

○保健福祉部長（小柳津賢一） 先ほど課長のほうから、今、井上委員からいろいろ御指摘いただきましたけれども、一般質問で本会議でそういう御指摘も頂くのではないかなという想像もして、自分自身も想像もしておりましたし、御質問がなかったので答弁いたしませんでしたが、そういう点も、今までの経緯も踏まえて、今後、年に1回、広報誌のほうにきっちり載せて、しっかり井上委員がおっしゃったような形で広報していきたいと思います。

○委員（井上勝博） 委員会でできると思っていたから、本会議で言わなかっただけで。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△税務課の追加審査

○委員長（阿久根憲造） では、保険年金課まで審査は終わったんですが、午前の宿題が幾つかありましたので、川畑税務課長お願いします。

○税務課長（川畑 央） すみません。宿題の部分に対する明確な回答は、ちょっととどろきなかったような気がするんですけども、お時間を頂いて発言をさせていただきます。

県税と国税との関係ということで県に照会をかけました。そうしましたら、県の回答としましては、今から言うような内容によって了知していただきたいということで回答が来しました。

国税である森林環境税は、国に納まった後、県と市町村に配布されます。その時点で森林環境譲与税という形で配布されることとなりますが、そのことを前提としまして、森林環境譲与税については、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬとされています。

一方、森林環境税については、これは県の課税

している森林環境税ですけれども、これまでどおり条例の目的である森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成、森林環境の保全を達成するための施策のうち、国庫補助事業や森林環境譲与税等を活用して実施する取組や地方自治体の基本財産の造成につながる取組を除くもので、個々の市町村でなく、県全域で実施したほうが効果発揮が期待される施策に充当することとし、使途の重複は行わないこととしますということで回答がありましたが、国の環境譲与税の導入に当たっての有識者会議の議論の中でも、二重課税になるのではないかと指摘に対する答えとしては、政府が構築を進める新たな森林管理システムの下で市町村が整備に携わるための財源に充てられるため、県の超過課税にとって代わるものではないと、住み分ける方針を示したということで、質問いただきました課税に当たらない法的根拠という意味では、ちょっと的を得ていない回答になるかもしれませんが、これまでの議論を踏まえたと、使途を区別することで二重課税には当たらないんだというような説明がなされているようです。

なお、向学的な意味で言いますと、二重課税に当たるんだという御意見を持っていらっしゃる方もいるようでございます。

質問にありました法的な根拠を明示されたいという質問に対しましては、こうなれば二重課税である、こうなれば二重課税に当たらないというような法的根拠が見当たらないために、このような議論を踏まえて回答とさせていただきます。

○委員（川添公貴） よく理解できませんでした。逆によく理解しました。基本的に、政府、財務省と県もそうでしょうけど、握った拳は開かない、握った銭は放さないというのが基本。それを何で二重課税かということを問合せしたのは、ガソリン税と消費税が二重課税になっている。いまだかつて是正しない。当然、二重課税ということではないという論点を見いだしてくるというのは分かっている。その論点の帰結点が同じ事業にお金を出さない。これは帰結点だと、よく理解しました。

ただし、県に言っておいてください。森林環境税の使途について、やはり広く県民に公開すべきだ。使途について。それは言われたということを書いてもらいたい。何でもかという、森林環

境税を使って、竹林整備事業とか山林の林道整備事業とかをやるんですけど、1回きりなんです。単年度。2年、当年度、次年度、3年目には元に戻っている。そういう事業の使い方をしているという苦情を言われたので、やはりきちっと、だからそういうのであれば二重課税であるんじゃないのという論点もそこから来るんですけど、そこをきちっと県にももう一回教えてくれと言われましたと伝えてほしい。県に行ってもいいんだが、その部分については、十分理解していて欲しい。

○**税務課長（川畑 央）** 森林環境譲与税等の使途につきましては、ホームページで公表をしなければならなくなっているようです。機会をとらえて、県……。

○**委員（川添公貴）** 令和6年からの部分の森林環境譲与税の使途については、ちゃんと私も確認した。確認した上で質問したんです。だからさっき言いましたように、人材育成、森林の維持等々に使えるとなっている。それが県に下りてきてから、県から各市町村に自治体に下りていくようになっている、流れは、使途もちゃんと決まっている。一応確認をした上で、それは国の部分。県の部分については、今、言ったようにきちっとそこを公開すべきじゃないのかというのを言ってほしいということ。県の部分について。以上。

○**税務課長（川畑 央）** 御意見を承りました。

○**委員長（阿久根憲造）** よろしいでしょうか。ほかにございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

△市民健康課の追加審査

○**委員長（阿久根憲造）** それでは、医療対策監から検診率の件です。

○**医療対策監（古里洋一郎）** 市民健康課の案件です。お答えできずに申し訳ございませんでした。

骨粗鬆症の検診の受診率です。受診率は12.9%です。令和4年度です。対象者が年齢の40から70歳の、5歳刻み、40、45、50の女性の方、4,225人の中で、受診していただいた方が547人ということで、12.9%です。

○**委員長（阿久根憲造）** 中島委員、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

△委員会報告書の取扱い

○**委員長（阿久根憲造）** 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

現在のところ、7月12日から14日まで行政視察を実施することとしております。

そのほか、今後必要となった場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

△閉 会

○**委員長（阿久根憲造）** 以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会

委員長 阿久根 憲 造